

第3回

出雲市・斐川町 合併協議会

日時：平成22年6月29日（火）午後3時から

会場：斐川町大字荘原町 斐川町中央公民館 講義室

会議資料



第3回出雲市・斐川町合併協議会 会議次第

日時：平成22年6月29日（火）午後3時～

会場：斐川町中央公民館 講義室

開 会

1 会長あいさつ

2 会議録署名委員の指名について

3 議 事

(1) 報告事項

報告第9号 出雲市・斐川町合併協議会規約の変更について …p7

(2) 議案事項

議案第15号 財産及び債務の取扱いについて …p11

議案第16号 地域自治区の設置に関することについて …p12

議案第17号 地方税の取扱いについて …p16

議案第18号 条例、規則等の取扱いについて …p17

議案第19号 一部事務組合等の取扱いについて …p18

議案第20号 使用料、手数料等の取扱いについて …p20

議案第21号 公共的団体等の取扱いについて …p21

議案第22号 補助金、交付金等の取扱いについて …p22

議案第23号 町、字の区域及び名称の取扱いについて …p23

議案第24号 慣行の取扱いについて …p24

議案第25号 電算システムの取扱いについて …p25

(3) 協議事項

協議第 18 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	…p27
協議第 19 号	特別職の身分の取扱いについて	…p37
協議第 20 号	介護保険事業の取扱いについて	…p45
協議第 21 号	消防団の取扱いについて	…p51
協議第 22 号	各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて	…p57
協議第 23 号	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて	…p59
協議第 24 号	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて	…p65
協議第 25 号	各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いについて	…p69
協議第 26 号	各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて	…p73
協議第 27 号	各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係）の取扱いについて	…p79
協議第 28 号	各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いについて	…p87
協議第 29 号	各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて	…p93
協議第 30 号	各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて	…p97
協議第 31 号	各種事務事業（農林関係その 1）の取扱いについて	…p99
協議第 32 号	各種事務事業（防災関係）の取扱いについて	…p107

4 その他

閉 会

□ 今後の協議会開催予定

第4回 日時：平成22年7月13日（火）午後3時～

会場：斐川町中央公民館（斐川町大字莊原町）3階 講義室

第5回 日時：平成22年7月28日（水）午後3時～

会場：出雲市役所（出雲市今市町）1階 くにびき大ホール

第6回 日時：平成22年8月11日（水）午後3時～

会場：出雲市役所（出雲市今市町）1階 くにびき大ホール

第7回 日時：平成22年8月25日（水）午後3時～

会場：出雲市役所（出雲市今市町）1階 くにびき大ホール

出雲市・斐川町合併協議会 委員等名簿

所 属	出 雲 市	斐 川 町
市長・町長	◎ <small>ながおか</small> 長岡 <small>ひでと</small> 秀人	○ <small>かつべ</small> 勝部 <small>かつあき</small> 勝明
議 長	<small>やましろう</small> 山代 <small>ひろし</small> 裕始	<small>なかばやし</small> 中林 <small>のぶお</small> 信夫
議 員	<small>てらだ</small> 寺田 <small>まさひろ</small> 昌弘	<small>くろだ</small> 黒田 <small>みつる</small> 充
	<small>ふくしろ</small> 福代 <small>ひでひろ</small> 秀洋	<small>た た の</small> 多々納 <small>ひろし</small> 弘
学識経験者	<small>ばんだい</small> 萬代 <small>のぶお</small> 宣雄	<small>すとう</small> 周藤 <small>まさお</small> 昌夫
	<small>えだ</small> 江田 <small>こだか</small> 小鷹	<small>おか</small> 岡 <small>まさあき</small> 正明
	<small>たけだ</small> 武田 <small>むつひろ</small> 睦弘	<small>すだ</small> 須田 <small>ひでお</small> 日出男
	<small>まつうら</small> 松浦 <small>つよし</small> 剛司	<small>しょうじ</small> 昌子 <small>よしみ</small> 好見
	<small>わたなべ</small> 渡部 <small>みちこ</small> 美知子	<small>しもで</small> 下手 <small>やすこ</small> 泰子

◎ 会長、○ 副会長

所 属	出 雲 市	斐 川 町
監査委員	<small>かつべ</small> 勝部 <small>いちろう</small> 一郎	<small>おむら</small> 小村 <small>かつとし</small> 克利

出雲市・斐川町合併協議会 幹事会名簿

所 属	氏 名	職 名
出 雲 市	◎ 黒目 俊策	副市長
	河内 幸男	副市長
	伊藤 功	総合政策部長
斐 川 町	○ 吉田 稔	副町長
	高田 茂明	参事

◎ 幹事長、○ 副幹事長

出雲市・斐川町合併協議会 事務局職員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
事務局長	鎌田 靖志	出雲市	総括
参 与	奈良井 浩人	島根県	専門的助言・調整
事務局次長	今岡 範夫	出雲市	(調整1班班長兼務) 総務・企画、財政、議会、消防関係
	川内 章正	斐川町	(調整2班班長兼務) 住民・福祉、教育・文化、産業、 建設・上下水道関係
総務班班長	三浦 俊明	出雲市	基本計画、財政計画、会議運営、 庶務・広報
総務班班員	鬼村 修治	斐川町	
調整1班班員	周藤 学	斐川町	
調整2班班員	園山 博之	出雲市	

第3回出雲市・斐川町合併協議会会議録署名委員

	議会選出委員	学識経験委員
市 町 名	出 雲 市	斐 川 町
氏 名		

報告第 9 号

出雲市・斐川町合併協議会規約の変更について、次のとおり報告する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

出雲市・斐川町合併協議会規約の変更について

出雲市・斐川町合併協議会規約の一部を変更したので報告する。

(変更の理由)

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 10 号）が、平成 22 年 4 月 1 日から施行され、法律の題名が「市町村の合併の特例等に関する法律」から「市町村の合併の特例に関する法律」に改正されたため、出雲市・斐川町合併協議会規約の一部を変更する。

(変更内容)

第 1 条中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

(施行日)

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 出雲市及び斐川町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、出雲市・斐川町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、出雲市今市町70番地出雲市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市町の長のうちから両市町の長が協議し定めた者をもって充てる。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の議会の議長
- (2) 両市町の議会が推薦する議員各2名
- (3) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者12名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて両市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(市長・町長会及び幹事会)

第13条 会議に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に市長・町長会及び幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、両市町で協議して負担するものとする。

2 両市町は、前項の規定による負担金を、年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長が両市町の監査委員のうちから会議の同意を得て委嘱した両市町の監査委員各1名が行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、両市町の長が協議して定めた日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

議案第 15 号

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

財産及び債務の取扱いについて（協議第 6 号）

合併協定項目 5. 財産及び債務の取扱いは、次のとおりとする。

斐川町が所有する財産、公の施設及び債務は、全て出雲市に引き継ぐものとする。

議案第 16 号

地域自治区の設置に関することについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

地域自治区の設置に関することについて（協議第 7 号）

合併協定項目 8. 地域自治区の設置に関することについては、次のとおりとする。

- 1 出雲市の例により斐川町の区域に、地域住民の意見を行政に反映させ、住民との連携の強化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 202 条の 4 の規定に基づく地域自治区を設置する。
- 2 地域自治区の設置に関し必要な事項を別表のとおり定める。

別表

1 地域自治区

- (1) 地域住民の意見を行政に反映させ、かつ行政と住民との連携の強化を図るため、地方自治法第202条の4の規定に基づき、斐川町の区域に地域自治区を設ける。
- (2) 地域自治区の名称は斐川地域自治区とする。
- (3) 地域自治区の事務所は、斐川支所とする。
- (4) 支所は、地域協議会と連携して、地域まちづくり計画の策定と実施に努める。
- (5) 合併時における区域内の効果的な事務処理や地域の意見に配慮した施策を執行するため、支所の長（事務所の長）は、理事職の職員をもって充てる。
- (6) 地域自治区については、必要に応じ、制度を評価して見直しを図るものとする。

2 地域協議会

- (1) 斐川地域自治区に、地域協議会を置く。
- (2) 地域協議会の名称は、斐川地域協議会とする。
- (3) 地域協議会の構成員は、斐川地域自治区内に住所を有する者のうちから、市長が選任する。
- (4) 地域協議会の構成員は、20人程度とする。
- (5) 地域協議会の役割等
 - ①当該地域住民及び諸団体と連携を図り、地域の意見及び要望の調整並びに取りまとめを行うとともに、支所と協働して地域まちづくり計画の策定と実施に努めるものとする。
 - ②次に掲げる事項のうち、市長その他市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他市の機関に意見を述べることができる。
 - ア. 支所が所掌する事務に関する事項
 - イ. 市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - ウ. 当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
 - ③市長は、次に掲げる市の施策に関する重要事項で、当該地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。
 - ア. 基本構想等に関する事項
 - イ. 公の施設の設置及び廃止並びに管理のあり方に関する事項
 - ④市長その他市の機関は、当該地域協議会の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

地域協議会活動費

【目的】

住民が主体的に地域課題を解決し、活力あるまちづくりを進めるため、各地域協議会に自主財源を措置し、その活動を支援する。

【概要】

地域協議会委員の活動に対して執行することを基本とする。また、各地域協議会で作成した地域まちづくり計画に掲げる「地域自らが実践する取り組み」に基づく、地域諸団体が自主的に取り組む活動にも一定の基準のもとで、助成することができるものとする。執行にあたっては、地域協議会で審議・決定するものとする。

1. 地域協議会活動費予算（予算総額 300万円）

地域協議会に次のとおり予算措置し、地域協議会事務局に配当する。

出雲地域協議会	50万円	平田地域協議会	50万円	佐田地域協議会	50万円
多伎地域協議会	50万円	湖陵地域協議会	50万円	大社地域協議会	50万円

2. 地域協議会委員の活動費

地域協議会委員の活動及び地域まちづくり計画に掲げる「地域自らが実践する取り組み」を基に実施する事業を対象とする。

<補助対象外事業の例>

アルコール等飲食費、その他社会通念上公費の支出が適当でないと思われるもの

3. 各種団体への補助

地域まちづくり計画に掲げる「地域自らが実践する取り組み」を基に事業を行う団体への補助を対象とし、既存の補助制度に該当しないものに対し助成する。

補助の決定にあたっては、真にまちづくりに資する事業かどうか審査し、交付団体の運営費補助的なものにならないよう留意し、期限の検討や内容を吟味し交付を決定するものとする。

<補助対象外事業の例>

①既存の補助制度で対応できるもの

宝くじ助成、市民活動支援事業補助、コミュニティセンター自主企画事業補助等

②本庁担当課で個別に予算化すべきもの

③アルコール等飲食費、団体の研修旅費、その他社会通念上公費の支出が適当でないと思われるもの

平成20年度・平成21年度 地域協議会活動費による活動状況一覧

地域	事業名	事業内容
出雲	講演会開催事業 「地域・NPOが協働について考える」	日本における「協働」研究の第一人者である川北秀人氏を招き、「協働」について学び、考える機会として「地域・NPOが協働について考える」と題して講演会を開催した。
	講演会開催事業 「いずも食プロジェクト」へ助成	食育の第一人者である鈴木雅子氏を招き、現代の食生活が原因となる生活習慣病、心の不安定などの調査結果を基に、食育の大切さを学び、考える機会として「子どもは和食で育てなさい～おかあさんの台所～」と題して講演会を開催した。
	「出雲地域環境まちづくりの会」への助成	孟宗竹の著しい繁茂によって森林の景観が失われつつある。この竹を炭化して消臭剤にし、出雲地域の特別養護老人施設に無償で提供した。
	「共感にもとづくコミュニケーション」ヒューマンセミナー開催事業	鳥取大学医学部准教授 高塚人志氏を招き、心から人と向き合うことの大切さを学ぶための講演会を開催し、人間関係作りの大切さ、難しさを体感し学ぶ機会を提供した。
平田	視察研修	愛媛県伊方町 「風力発電施設」 香川県琴平町 「金丸座」
	「雲洲平田船川・平田船川河川愛護団体連絡協議会」への助成	平田地域市街地を流れる平田船川、雲州平田船川、湯谷川堤防の草刈等を実施し、地域の景観保全・環境美化の促進を図った。
	平田地域視察研修	平田地域内の視察研修を行い、「平田地域まちづくり計画」の検証や今後のまちづくりのための提言等に繋げていく。
佐田	視察研修	広島県三次市 「榎わかたの村」 広島県安芸高田市 「川根地区振興協議会」 鹿足郡吉賀町 香川県琴平町 「金丸座」
	「地域振興さだ21」への助成	佐田地域の良さや特産品をPRする活動や猪肉、乾燥野菜、羊の毛などを加工した特産品の開発に取り組み、地域の活性化や地場産業の振興を図る。
	まちづくり計画策定事業 「佐田地域まちづくりシンポジウム」の開催	「佐田地域まちづくり計画」の見直しを図るとともに、今後の佐田地域のコミュニティ活性化について考えるためのシンポジウムを開催する。
多伎	視察研修	島根県匹見町 「萩の会」 山口県阿東町 「みどりの風協同組合」
	「たきき姫の会」への助成	平成21年度にオープンする「いちじくの里」で扱う商品開発をめざし、いちじく、やまもも、わかめ等の多伎地域の特産物を利用した特産品や加工品の開発・試作品作成を行った。
	「多伎サカサガ」への助成	多伎の海水を利用して天然塩試作研究及び天然塩活用製品開発を行うことで、地域の活性化と塩炊き体験等、食育に寄与することを目的とする。
	「地域資源活用プロジェクト」への助成	田儀櫻井家たたら製鉄遺跡を観光に活かすとともに、将来にわたり地元利益をもたらす仕組みを提案するため、たたらと食文化に関する調査・研究を行う。
	「宮本川がが蛙保存会」への助成	宮本川に生息する絶滅寸前のがが蛙保護するため、環境整備及び生態支援を行い、自然と共生した快適生活環境づくりに寄与することを目的とする。
湖陵	視察研修	山口県宇部市 「地域と中学校の協働での環境整備」 山口県下関市 「しおかぜの里角島」
	「緑のカーテン」づくり事業	つる性の植物のゴウヤの苗を各地区に配布し、各家庭で栽培させ緑のカーテンをすることにより、エアコンの使用を抑え、電気代の節約及び二酸化炭素削減をすることで、地球温暖化対策の啓発を推進した。
	「畑 梅の会」への助成	梅の商品化についての研究開発を行う組織を構築し、新たな特産品を模索した。また、梅ノ木を植栽し、荒廃農地の環境改善を図った。
	「湖陵町まちづくりワーカー協議会（通称：和音人）」への助成	湖陵地域の各地区から参加する若者によるまちづくりに取り組む団体が企画立案し、団体及び会員の資質向上につながるイベントを実施し、若者によるまちづくりへの取り組み意識の向上を図った。
	地域ボランティア体験事業	地域協議会委員と地域の児童で地域行事「どんとこい祭」に参加し、世代間交流、ボランティア事業、環境事業を実践することにより、ひとづくり・まちづくりを図る。
地区自主防災育成補助	地区防災組織の構築及び研修ならびに避難訓練の実施	
大社	視察研修	兵庫県豊岡市 「永楽館」「重要伝統的建造物保存地区」
	「たいしゃ振興21」への助成	たいしゃ振興21が計画する事業を支援することにより、大社地域のまちづくりに関するソフト面の活動を率先して行うことができ、大社地域住民のまちづくりへの参加意識の高揚を図ることができた。
	「神迎の道の会」への助成	観光客の回遊性を高めることで、地域のひと・風土についての体験等を実施し、まちづくりの推進及び文化の振興を図る。
	「神門通り甍りの会」への助成	観光客へ魅力あるイベントの開催、情報を提供することで、地域の賑わい、地域住民との交流を促進する。
	各種団体との意見交換会	大社地域の観光について現状と課題を把握し、今後の観光振興に活かしていくために各種団体との意見交換会を開催した。

議案第 17 号

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

地方税の取扱いについて（協議第 8 号）

合併協定項目 9. 地方税の取扱いは、次のとおりとする。

1 税証明手数料

- (1) 市税その他公課に関する証明手数料及び閲覧手数料は、合併時から出雲市の例により 1 件について 200 円に統一する。
- (2) 租税特別措置法第 72 条（所有権保存登記）、第 73 条（所有権移転登記）、第 74 条（抵当権設定登記）に係る住宅用家屋証明手数料については、合併時から出雲市の例により 1 件について 1,300 円に統一する。

2 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税については、両市町同じ税額又は税率であるため現行のとおりとする。

3 出雲市が独自に実施する新築住宅に対する固定資産税の課税免除については、合併時から斐川町においても出雲市の制度を適用する。

4 都市計画税については、現在出雲市が旧出雲市の都市計画区域用途地域のみを所在する土地及び家屋について 0.1% を適用しており、新市においても現行のとおり適用する。新市全体における都市計画税のあり方については、今後の都市計画事業等の事業計画を考慮しながら検討する。よって、現段階では斐川町の都市計画区域用途地域に都市計画税を適用しない。

議案第 18 号

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

条例、規則等の取扱いについて（協議第 9 号）

合併協定項目 12. 条例、規則等の取扱いは、次のとおりとする。

条例、規則等については、出雲市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、必要に応じ条例、規則等の制定、または一部改正を行うものとする。

議案第 19 号

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

一部事務組合等の取扱いについて（協議第 10 号）

合併協定項目 1 4. 一部事務組合等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 島根県市町村総合事務組合、島根県後期高齢者医療広域連合
出雲市と斐川町が加入している島根県市町村総合事務組合及び島根県後期高齢者医療広域連合については、斐川町は、合併の日の前日をもって脱退する。
- 2 斐川宍道水道企業団
斐川町が加入している斐川宍道水道企業団については、斐川町は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。
- 3 出雲地区ふるさと市町村圏協議会、出雲市・斐川町南神立橋区間管理協議会、出雲市及び斐川町斐伊川用水対策協議会
出雲市と斐川町とで組織している出雲地区ふるさと市町村圏協議会、出雲市・斐川町南神立橋区間管理協議会、出雲市及び斐川町斐伊川用水対策協議会については、合併の日の前日をもって解散する。
- 4 消防業務、ごみ処理、し尿・浄化槽汚泥処理、火葬場
出雲市と斐川町の消防事務の委託、可燃性一般廃棄物処理事務の委託、し尿・浄化槽汚泥処理事務の委託、湖西斎場の事務の委託については、合併の日の前日をもって解消する。
- 5 土地開発公社
(1) 出雲市土地開発公社を存続し、斐川町土地開発公社は、合併の期

日までに解散する。

- (2) 解散する斐川町土地開発公社の所有する財産、債務は、出雲市土地開発公社に引き継ぐものとする。
- (3) 新市の出雲市土地開発公社については、定款を変更する。
- (4) 新市の出雲市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置等については、合併時までに調整する。

議案第 20 号

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

使用料、手数料等の取扱いについて（協議第 11 号）

合併協定項目 15. 使用料、手数料等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 両市町で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。
- 2 差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図る観点から、可能な限り出雲市の例により統一する。ただし、これまでの料金改定の経緯や住民負担の激変に配慮し、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。

議案第 21 号

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

公共的団体等の取扱いについて（協議第 12 号）

合併協定項目 16. 公共的団体等の取扱いは、次のとおりとする。

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って、次のとおり調整に努める。

- 1 両市町に共通している団体は、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 両市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できないものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。
- 3 両市町に共通している団体で、統合に時間を要するものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- 4 その他両市町独自の団体は、原則として現行どおりとする。

議案第 22 号

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

補助金、交付金等の取扱いについて（協議第 13 号）

合併協定項目 17. 補助金、交付金等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。
- 2 差異のある補助金、交付金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち検討する。また、行財政改革の視点に立ち、必要に応じて 3 年程度の激変緩和措置を講じながら整理統合するよう努める。

議案第 23 号

町、字の区域及び名称の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

町、字の区域及び名称の取扱いについて（協議第 14 号）

合併協定項目 18. 町、字の区域及び名称の取扱いは、次のとおりとする。

1 町の区域

町の区域については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は、現在の大字を新市の町の区域とする。

2 町の名称

町の名称については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は現在の町名を残し、「大字」を削除する。ただし、「斐川町大字荘原町」及び「斐川町大字直江町」については、「大字」及び「町」を削除し、「斐川町荘原」及び「斐川町直江」とする。

議案第 24 号

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

慣行の取扱いについて（協議第 15 号）

合併協定項目 19. 慣行の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 市章、市民憲章
新市の市章、市民憲章については、出雲市の例により統一する。
- 2 市の花、木
新市の花、木については、出雲市の例により統一する。なお、四季の花に「つつじ」を加える。
- 3 市の歌
新市の歌については、出雲市の例により統一する。ただし、ふるさと斐川の歌（町の歌、愛唱歌）については、斐川地区の愛唱歌として伝承していく。

議案第 25 号

電算システムの取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

電算システムの取扱いについて（協議第 16 号）

合併協定項目 23. 電算システムの取扱いは、次のとおりとする。

電算システムの統合については、合併時に住民サービスの低下を招くことのないように、以下のような方針に基づき、統合するものとする。

- (1) 電算システムの取扱いについては、現行の情報資産（情報機器、データ量等）を最大限に有効活用するとともに、データ移行量を最小限にするため、出雲市のシステムをそのまま使用する。
- (2) 電算システムの統合にあたっては、安定稼動と経費を極力抑えるため、原則として新たな機能の追加及びシステムの導入は行わない。
- (3) 住民サービスに影響を及ぼすことのないように、合併時に統合しなければならないシステムについては、早急に統合作業に着手する。

協議第 18 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目 7. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いは、次のとおりとする。

1. 合併後の新市において、農地行政及び農業振興事業の継続性が確保されるよう、農業委員会等に関する法律第 34 条第 2 項の規定を適用し、現在出雲市及び斐川町に設置されている農業委員会の区域ごとに、当分の間、現行のまま農業委員会を設置する。

ただし、行政運営の一体性を確保する観点から、新市を一つの区域とする農業委員会に統合するため、農業政策及び農地情勢を勘案し協議を進めるものとする。

2. 農業委員会の委員の報酬については、合併時から出雲市の制度に統一する。

参考資料：別紙のとおり

1. 出雲市と斐川町の農業委員会委員の定数及び任期等の現況

区分	出雲市	斐川町	合計
行政面積(ha)	54,348	8,064	62,412
農地面積(ha) (H21 島根県農林水産統計)	5,750	2,390	8,140
基準農業者数(各農業委員会調べ) ※1	9,185	2,515	11,700
選挙による委員の条例定数(人)	40	15	55
法12条1号委員(人) ※2	3	3	6
法12条2号委員(人) ※3	4	2	6
任期	平成20年9月22日 ～ 平成23年9月21日	平成22年6月13日 ～ 平成25年6月12日	

- ※1 基準農業者数・・・10アール以上の農地を耕作する世帯数と農地法第2条第3項に規定する農業生産法人数の合計数
- ※2 法12条1号委員・・・農業委員会等に関する法律第12条に規定する選任による委員のうち、第1号に規定する委員で、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人
- ※3 法12条2号委員・・・農業委員会等に関する法律第12条に規定する選任による委員のうち、第2号に規定する委員で、市町村の議会が推薦した学識経験を有する者4人以内

2. 合併前後の農業委員会委員の任期の状況

市町名	H21/1月	H22/1月	H23/1月	合併 ●	H23.9.21 出雲市改選	H24/1月	H25/1月	H25.6.12 斐川町改選	H26/1月	H26.9.21 出雲市改選	H27/1月	H28/1月	H28.6.12 斐川町改選
斐川町													
出雲市													

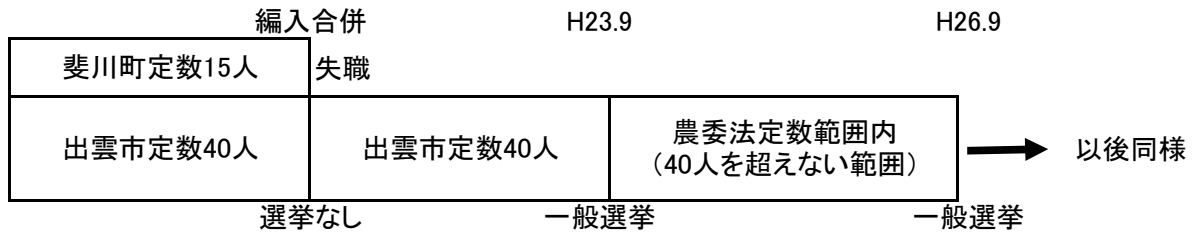
3. 新市の農業委員会委員の定数及び任期等の選択肢（編入合併の場合）

区分	(選択肢)	委員	選任方法	定数	任期	根拠法令
1. 新市に1つの委員会を置く場合	ア)原則	選挙委員	編入する市町村の農業委員会委員はそのまま在任し、編入される市町村の農業委員会委員は、合併時に失職する。	40人	編入する市町村の任期	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
	イ)在任特例	選任委員	同上	8人 ※1	同上	農業委員会等に関する法律第12条第1項、第2項
2. 新市に2以上の委員会を置く場合 (区域を変更する場合)	ウ)原則 (区域を変更する場合)	選挙委員	編入される市町村の農業委員会委員はそのまま在任し、編入される市町村の農業委員会委員は、合併時に失職する。	8人 ※1	編入する市町村の任期	同上
	エ)在任特例	選挙委員	各農業委員会ごとに新たに選挙する。 (合併の日から50日以内)	各委員会ごとに条例で定める数(40人以下)	3年	農業委員会等に関する法律第3条第1項、第2項、第7条第1項、第15条第1項
3. 新市に2つの委員会を置く場合 (区域を変更しない場合)	オ)在任特例	選挙委員	各農業委員会ごとに右記の定数を超えるときは、合併関係市町の選挙による委員で互選する	各委員会ごとに法律で定められた数	同上	農業委員会等に関する法律第12条第1項、第2項
	カ)従前の区域ごとにそのまま委員会を置く特例	選任委員	各農業委員会ごとに新たに選任する。	協議により80人を超えない範囲で定められた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する法律第11条第3項
3. 新市に2つの委員会を置く場合 (区域を変更しない場合)	キ)従前の区域ごとにそのまま委員会を置く特例	選挙委員	従前の市町村の農業委員会は、それぞれ新市の農業委員会となって存続し、委員もそのまま在任する。	各委員会ごとに法律で定められた数	同上	農業委員会等に関する法律第12条第1項、第2項
	ク)従前の区域ごとにそのまま委員会を置く特例	選任委員	同上	従前の定数	従前の各農業委員会委員の任期間	農業委員会等に関する法律第34条第2項
		選任委員	同上	同上	同上	同上

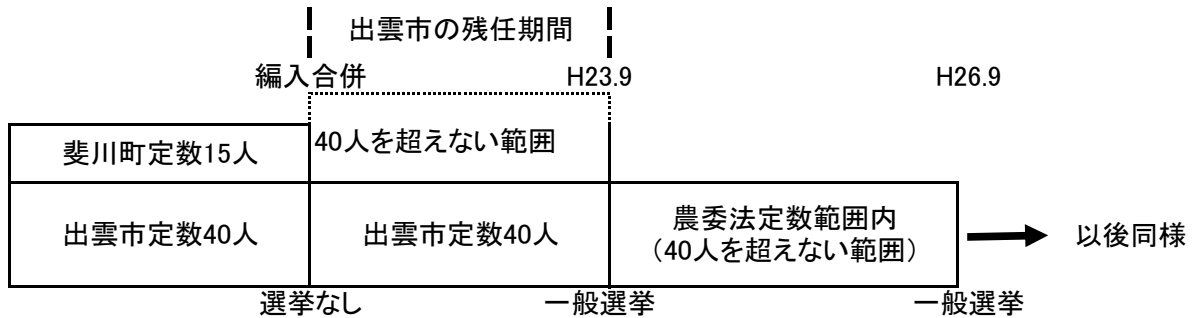
※1 1つの農業委員会の区域に農業協同組合が2つある場合は、農協推薦による委員は、農協ごとに各1名である。

【関係資料】選挙による農業委員会委員

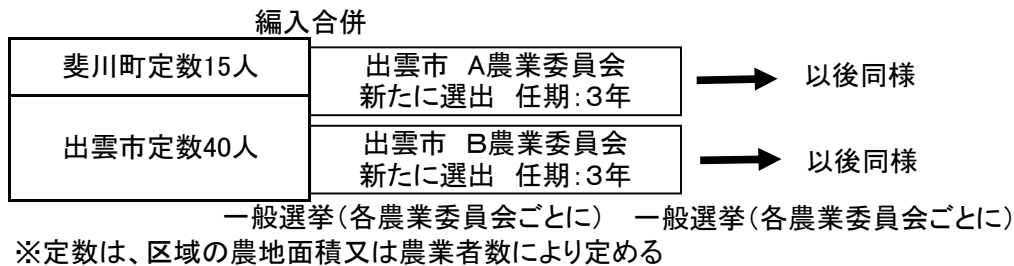
1-ア 原則



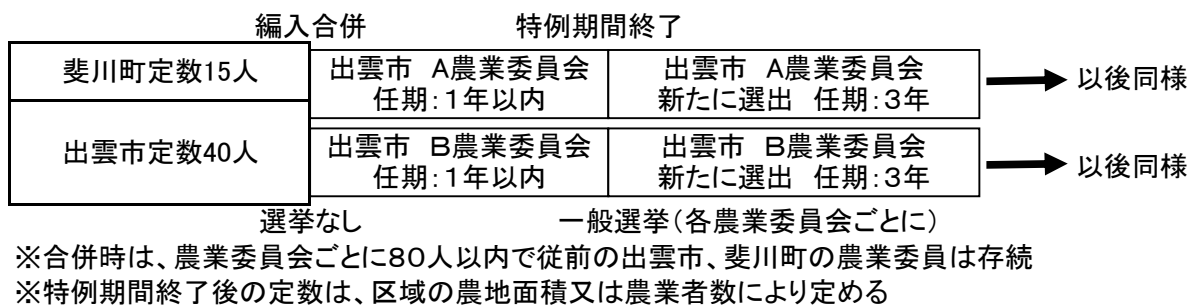
1-イ 在任特例



2-ウ 従前の市町村に置かれた区域を区域としない農業委員会を設置



2-エ 従前の市町村に置かれた区域を区域としない農業委員会を設置(在任特例)



3-オ 合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置(境界の変更の場合の特例)



4. 新市の農業委員会の設置数について

農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行令により、面積が、24,000ヘクタールを超える市町村又は農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村は、農業委員会を2以上置くことができる。

よって、新市においては、この要件を満たすため、2つの農業委員会を設置することが可能である。

区 分	面積 (ha)	農地面積 (ha)
出雲市	54,348	5,750
斐川町	8,064	2,390
合計面積	62,412	8,140
要 件	24,000以上	7,000以上

◎農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4～6《略》

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

◎農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する合併の事例

関市（H17. 2. 7 関市・洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村）

農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、従前の市町村に設置されていた農業委員会は、引き続き存続するものとし、合併後、最初の一般選挙及びそれに続く一般選挙においては、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定を適用し、三つの委員会とし、各委員会の区域及び委員数は次のとおりとする。

関市の区域	選挙委員 18 人	選任委員 2 人
洞戸村と板取村と武芸川町の区域	選挙委員 15 人	選任委員 3 人
武儀町と上之保村の区域	選挙委員 10 人	選任委員 2 人

その後の委員会の取り扱いについては、新市において調整するものとする。

高崎市（H21. 6. 1 高崎市・吉井町）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定を適用し、現在、高崎市及び吉井町に設置されている農業委員会の区域ごとに、現行のまま農業委員会を設置する。

2つの農業委員会は、平成23年7月20日をもって合併後の新市を区域とする農業委員会に統合する。

農業委員会の委員の報酬は、2つの農業委員会が設置される期間に限り、現行のままとする。

熊本市（H22. 3. 23 熊本市・城南町）

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

- 1 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおり継続する。
- 2 農業委員会の委員の任期については、現行のとおり継続する。

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」に関する主な法令

◎農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4～6《略》

（所掌事務）

第6条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令によりその権限に属させた農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)によりその権限に属させた事項

(2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

(3) 前各号のほか、法令によりその権限に属させた事項

2 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。

(1) 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項

(2) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項

(3) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項

(4) 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究

(5) 農業及び農民に関する情報提供

3 農業委員会は、前2項に規定する事務を行うほか、その区域内の農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申することができる。

4 第2項の規定は、同項に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令(条例を含む。)の規定に基く権限の行使を妨げない。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40人を超えない範囲内で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙の単位）

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 《略》

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- 1 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)又は組合員各1人
- 2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人(条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2～3 《略》

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任する。

5 《略》

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

◎農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第12条第1号の委員として選任しなければならない委員の数と4人(同条第2号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区	分	委員の数の上限
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

◎市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第11条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第1項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ

協議項目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		協議細目																
調整の方針	<p>1. 合併後の新市において、農地行政及び農業振興事業の継続性が確保されるよう、農業委員会等に関する法律第34条第34条第2項の規定を適用し、現在出雲市及び斐川町に設置されている農業委員会の区域ごとに、当分の間、現行のまま農業委員会を設置する。</p> <p>ただし、行政運営の一体性を確保する観点から、新市を一つの区域とする農業委員会に統合するため、農業政策及び農地情勢を勘案し協議を進めるものとする。</p> <p>2. 農業委員会の委員の報酬については、合併時から出雲市の制度に統一する。</p>																		
現 況																			
出 雲 市		斐 川 町																	
<p>①委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 定数40人〔現在数40人〕 ・選任委員 ▽法12条第1項委員 定数3人 JA1人、農済組合1人、土地改良区1人 ▽法12条第2項委員 定数4人 議員3人、学識経験者1人 ②選挙区 5区 ③委員の任期(3年間) 平成20年9月22日～平成23年9月21日 ④部会の構成 <ul style="list-style-type: none"> ・農地部会 19人(公選15人、選任4人) ・農政部会 28人(公選25人、選任3人) ⑤報酬 <table border="0"> <tr><td>会長</td><td>月額</td><td>32,000円</td></tr> <tr><td>部会長</td><td>月額</td><td>25,500円</td></tr> <tr><td>委員</td><td>月額</td><td>22,500円</td></tr> </table> <p>【関係条例】 出雲市農業委員会の選挙による委員の定数条例 出雲市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例 出雲市農業委員会の農地部会及びその他の部会の委員の定数に関する条例</p>	会長	月額	32,000円	部会長	月額	25,500円	委員	月額	22,500円	<p>①委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 定数15人〔現在数15人〕 ・選任委員 ▽法12条第1項委員 定数3人 JA1人、農済組合1人、土地改良区1人 ▽法12条第2項委員 定数2人 議員1人、町長1人 ②選挙区 1区 ③委員の任期(3年間) 平成22年6月13日～平成25年6月12日 ④部会の構成(任意) <ul style="list-style-type: none"> ・農地部会 10人 ・農政部会 10人 ⑤報酬 <table border="0"> <tr><td>会長</td><td>月額</td><td>31,000円</td></tr> <tr><td>部会長</td><td>月額</td><td>28,400円</td></tr> <tr><td>委員</td><td>月額</td><td>25,800円 (部長含む)</td></tr> </table> <p>【関係条例】 斐川町農業委員会の選挙による委員の定数条例</p>	会長	月額	31,000円	部会長	月額	28,400円	委員	月額	25,800円 (部長含む)
会長	月額	32,000円																	
部会長	月額	25,500円																	
委員	月額	22,500円																	
会長	月額	31,000円																	
部会長	月額	28,400円																	
委員	月額	25,800円 (部長含む)																	
<p>①委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 合併後の新市において、農地行政及び農業振興事業の継続性が確保され、また、激変緩和措置として、合併前の出雲市農業委員会及び斐川町農業委員会を現行のまま設置する。 2. 2つの農業委員会を設置することは、行政運営の一体性を確保する観点から早期に統合を図るべきであるので、農業政策及び農地情勢を勘案し、新市を区域とする農業委員会に統合するよう協議を進める。 3. 農業委員会の委員の報酬については、合併時から出雲市の制度に統一する。 																			

協議第 19 号

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

特別職の身分の取扱いについて

合併協定項目 1 1. 特別職の身分の取扱いは、次のとおりとする。

1. 斐川町の常勤の特別職（教育長を含む）、及び農業委員会の委員を除く各種行政委員会の委員（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員）は、合併の日の前日をもって失職するものとする。
2. 斐川町のその他の非常勤の特別職は、基本的には失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要のあるものについては、それぞれの附属機関等の設置状況や、業務内容、地域の実情などを踏まえ合併時まで調整する。
3. 特に住民生活に深く関わりのある各種行政委員会及び附属機関等の委員構成については、合併後の改選時等において、市域全体に配慮するものとする。

参考資料：別紙のとおり

特別職の人数、任期及び報酬額

項 目		出雲市		斐川町	
市長・町長	任期	平成21年4月17日～平成25年4月16日 (4年)	平成21年8月2日～平成23年5月7日		
	報酬額	916千円	826千円		
副市長・副町長	現員数	2人	1人		
	任期	平成21年5月1日～平成25年4月30日 (4年) 平成21年7月1日～平成25年6月30日 (4年)	平成19年10月9日～平成23年10月8日 (4年)		
教育長	報酬額	752千円	697千円		
	現員数	1人	1人		
	任期	平成21年5月1日～平成25年4月30日 (4年)	平成21年10月1日～平成25年9月30日 (4年)		
	報酬額	643千円	615千円		
教育委員会	定数	5人	5人		
	任期	平成19年6月11日～平成23年6月10日 (4年) 平成20年6月10日～平成24年6月9日 (4年) 平成21年5月1日～平成25年4月30日 (4年) 平成21年5月27日～平成25年5月26日 (4年) 平成22年6月13日～平成26年6月12日 (4年)	平成18年10月1日～平成22年9月30日(1名) (4年) 平成20年10月1日～平成24年9月30日(3名) (4年) 平成21年10月1日～平成25年9月30日(1名) (4年)		
	報酬額	委員長 委員	28,1千円 26,3千円		
	定数	委員長 委員	4人	4人	
選挙管理委員会	任期	平成21年5月27日～平成25年5月26日 (4年)	平成20年6月18日～平成24年6月17日 (4年)		
	報酬額	委員長 委員	※① 88,9千円 ※① 78,2千円		
	定数	委員長 委員	3人	3人	
	任期	平成20年6月10日～平成24年6月9日 (4年) 平成21年5月27日～平成25年5月26日 (4年) 平成21年5月27日～平成23年5月26日 (残任期間)	—		
公平委員会	報酬額	委員長 委員	15,5千円 11,5千円		
	定数	識見監査委員 議会選出委員	2人 1人	1人 1人	
	任期	平成19年6月28日～平成23年6月27日 (4年) 平成21年5月27日～平成25年5月26日 (4年)	平成20年4月1日～平成24年3月31日 (4年)		
	報酬額	議会選出委員 代表監査委員 識見監査委員 議会選出委員	平成21年5月15日～平成23年5月14日 (残任期間) ※② 8,5千円 ※② 6,8千円		
監査委員	定数	107千円 100千円 34千円	3人	3人	
	任期	平成20年5月27日～平成23年5月26日 (3年)	平成20年6月14日～平成23年6月13日 (3年) 平成21年9月28日～平成24年9月27日 (3年) 平成22年6月24日～平成25年6月23日 (3年)		
	報酬額	※② 7,0千円	※② 7,5千円		
	定数	3人	3人		
固定資産評価 審査委員会	任期	平成20年5月27日～平成23年5月26日 (3年)	平成20年6月14日～平成23年6月13日 (3年) 平成21年9月28日～平成24年9月27日 (3年) 平成22年6月24日～平成25年6月23日 (3年)		
	報酬額	※② 7,0千円	※② 7,5千円		
	定数	3人	3人		
	任期	平成20年5月27日～平成23年5月26日 (3年)	平成20年6月14日～平成23年6月13日 (3年) 平成21年9月28日～平成24年9月27日 (3年) 平成22年6月24日～平成25年6月23日 (3年)		

報酬は月額。ただし、※①：年額、※②：日額

両市町のその他の非常勤特別職の状況

単位：円

職名	単位	出雲市	斐川町
介護認定審査会委員	日額	14,000	7,000
障害程度区分認定審査会委員（障害者自立支援審査会委員）	日額	14,000	7,000
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	13,000	月額12,500
土木委員	年額	80,000以内	33,100
投票管理者（投票期日の投票所）	日額	12,600	16,000以内
投票管理者（期日前投票所）	日額	11,100	16,000以内
開票管理者	日額	10,600	13,000以内
選挙長	日額	10,600	13,000以内
投票立会人（投票期日の投票所）	日額	10,700	13,000以内
投票立会人（期日前投票所）	日額	9,500	13,000以内
開票立会人	日額	8,800	13,000以内
選挙立会人	日額	8,800	13,000以内
交通指導員	年額	27,000	月額4,000
体育指導員	年額	20,600	10,600
外国語指導助手（英語指導助手）	月額	350,000以内	300,000
出雲市総合ボランティアセンター センター長	年額	100,000	—
出雲市総合ボランティアセンター 副センター長	年額	50,000	—
出雲市男女共同参画センター センター長	年額	100,000	—
出雲市男女共同参画センター 副センター長	年額	50,000	—
常任統計調査員	年額	7,000	—
国際交流員	月額	321,600以内	—
斐伊川用水監理員	日額	7,000	—
国民健康保険運営協議会委員	日額	—	7,500
社会教育委員	日額	—	年額12,900
社会教育指導員	月額	—	150,000
中央公民館長	年額	—	73,500
地区公民館長	年額	—	60,000
自治委員	年額	—	44,100
農業振興区長	年額	—	36,800
農業振興区補助員	年額	—	13,500
特別職報酬等審議会委員	日額	—	7,500
個人情報保護審議会委員	日額	—	7,500
特別土地保有税審議会委員	日額	—	7,500
地域農政推進協議会委員	日額	—	7,500
都市計画審議会委員	日額	—	7,500
行政改革推進審議会委員	日額	—	7,500
環境審議会委員	日額	—	7,500
公共下水道使用料等審議会委員	日額	—	7,500
景観審議会委員	日額	—	7,500
情報公開審査会委員	日額	—	7,500
図書館協議会委員	日額	—	7,500
斐川町福祉事務所委託医	日額	—	7,000
斐川町農村婦人の家運営委員会委員	日額	—	7,000
産業医	年額	—	340,700
コスモス教室指導員	月額	—	150,000
その他条例、規則等に基づく委員等	日額	7,000	—

※両市町の「特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例」に記載のあるその他の非常勤特別職を記載

協議項目	特別職の身分の取扱い
項目	関係法令
特別職の職員の身分に関する取扱い	<p><u>地方公務員法</u></p> <p>(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)</p> <p><u>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</u></p> <p><u>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</u></p> <p><u>3 特別職は、左に掲げる職とする。</u></p> <p>(1) 就任については公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>(1)の1 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</p> <p>(1)の2 地方公営企業法の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</p> <p>(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</p> <p>(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p> <p><u>地方自治法</u></p> <p><u>第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。</u></p> <p>(1) <u>教育委員会</u></p> <p>(2) <u>選挙管理委員会</u></p> <p>(3) <u>人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会</u></p> <p>(4) <u>監査委員</u></p> <p><u>2 《略》</u></p> <p><u>3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。</u></p> <p>(1) <u>農業委員会</u></p> <p>(2) <u>固定資産評価審査委員会</u></p> <p><u>4～8 《略》</u></p>

協議項目	特別職の身分の取扱い
項目	関係法令
市町村長	<p>地方自治法 第139条 《略》 2 市町村に市町村長を置く。 第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。 2 《略》</p> <p>公職選挙法 (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙) 第33条 《略》 2 《略》 3 地方公共団体の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第6条の2第4項又は第7条第7項の告示による当該地方公共団体の設置の日から50日以内に行う。 4・5 《略》</p>
副市町村長	<p>地方自治法 第161条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。 2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。 第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。 第163条 副知事及び副市町村長の任期は、4年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p>

協議項目	特別職の身分の取扱い
項目	関係法令
<p>教 育 長 教育委員会</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (設置) 第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。 (組織) 第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するもの の教育委員会にあつては6人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの教育委員会にあつては3人以上の委員をもって組織することができる。 (任命) 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体 の長が、議会の同意を得て、任命する。 2～4 《略》 (任期) 第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (教育長) 第16条 教育委員会に、教育長を置く。 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条から第29条までの規定の適用を妨げない。 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。 (教育長及び事務局職員の身分取扱) 第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定 があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。</p>
<p>選挙管理委員会</p>	<p>地方自治法 第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。 第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならぬ。補充員がすべてなくなつたときも、 また、同様とする。 3～8 《略》 第183条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。 2～4 《略》</p>

協議項目	特別職の身分の取扱い
項目	関係法令
公平委員会	<p>地方自治法 第202条の2 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。 2 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。 3～5 《略》</p> <p>地方公務員法 (人事委員会又は公平委員会の設置) 第7条 都道府県及び地方自治法(昭和22年法律67号)第19条第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。 2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。 3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。 (人事委員会又は公平委員会の委員) 第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 3～9 《略》 10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 11～13 《略》</p>
監査委員	<p>地方自治法 第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。 第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とするものとする。 2～3 《略》 4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。 5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。 第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>

協議項目	特別職の身分の取扱い
項目	関係法令
<p>固定資産評価審査委員会</p>	<p>地方税法 (固定資産評価審査委員会の設置、選任等) 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定める。 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。 4・5 《略》 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7～9《略》</p>

協議第 20 号

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

介護保険事業の取扱いについて

合併協定項目 2 1 . 介護保険事業の取扱いは、次のとおりとする。

1 介護保険事業計画

現行の各保険者の第 4 期介護保険事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）については、介護保険料を除き合併時に統合する。

2 介護保険料

介護保険料については、第 4 期介護保険事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）期間中は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する第 5 期介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）に基づき統一する。

3 介護保険料減免

介護保険料の低所得者減免を、「出雲市介護保険料の減免に関する取扱要綱」に基づき合併時から統一して実施する。

4 保険給付外事業

保険給付外事業については、区分支給限度基準額拡大事業、訪問介護深夜利用助成事業、外泊体験サービス事業を、出雲市の各要綱に基づき、合併時から統一して実施する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No. 100

協議項目		協議細目		介護保険事業計画	
調整の方針					
現行の各保険者の第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)については、介護保険料を除き合併時に統合する。					
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容			
出 雲 市		斐 川 町			
<p>【介護保険事業計画】 介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとに、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付費の円滑な実施に関する計画を定める。</p> <p>【事業期間】 平成12年度から平成14年度 平成15年度から平成17年度 平成18年度から平成20年度 平成21年度から平成23年度</p> <p>【基本理念】 共に生き、共に支える社会</p> <p>【基本目標】 ①在宅生活の安定と継続 ②社会参加の促進 ③人間尊厳を大切にすサービス ④利用者本位のサービス環境の向上 ⑤介護サービスの質の向上 ⑥認知症高齢者が暮らしやすい社会環境の醸成 ⑦保険財政の安定</p> <p>【日常生活圏域】 中学校区単位 13</p> <p>【介護保険料】 第1段階から第8段階 基準額 年額 53,400円</p>	<p>【介護保険事業計画】 介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとに、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付費の円滑な実施に関する計画を定める。</p> <p>【事業期間】 平成12年度から平成14年度 平成15年度から平成17年度 平成18年度から平成20年度 平成21年度から平成23年度</p> <p>【基本理念】 「あたたかい福祉と健康のまち斐川町」を目指す</p> <p>【基本目標】 ①明るく活力ある高齢社会の構築 ②高齢者の認知症予防対策の推進 ③介護サービスの基盤整備 ④高齢者サービスの総合調整機能の充実 ⑤住民参加と情報公開 ⑥介護給付等の適正化</p> <p>【日常生活圏域】 斐川町内全域を一圏域とする。</p> <p>【介護保険料】 第1段階から第8段階 基準額 年額42,000円</p>	<p>●介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき3年を1期とする法定計画であり、平成23年度は、計画期間の最終年の3年目を迎える。計画の基本理念、基本目標等の表現は異なるが、各保険者が目指す目的は同じであることから、計画の見直しは行わないものとし、そのまま新市に引き継ぎ統合した計画とする。</p> <p>●地域密着型サービスを除く居宅・施設サービスについては、現在でも県内の事業所利用が可能であり、合併後も同様で利用者が受けるサービスに違いは生じない。</p> <p>●地域密着型サービス（認知症対応型デイサービス・グループホーム、小規模多機能型居宅介護）については、各保険者の区域内に住所を有することが利用条件であるため、区域外利用ができなかったが、合併と同時に保険者が一つになることから、相互利用ができるものとする。</p> <p>●介護保険料は、それぞれの保険者が第4期計画期間（H21～23年度）内の介護給付費総額を見込み決定したものであり、計画期間内はそれぞれの介護保険料を徴収することで予算が成り立つ関係で、各保険者の介護保険料・料率は変えないものとする。</p>			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No. 300

協議項目		協議細目		介護保険料の決定	
調整の方針		介護保険料については、第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)期間中は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)に基づき統一する。			
調整の具体的な内容					
<p>●合併日から平成24年3月31日までの間は、各保険者の保険料・料率を用いる。</p> <p>●斐川町の保険料・料率を適用する者は、合併日前日に、斐川町に住所を有する者とする。ただし、合併日以後、斐川町に転入した第1号被保険者の保険料は出雲市の保険料・料率を適用する。</p>					
協議項目		協議細目		介護保険料の決定	
調整の方針					
<p>介護保険料については、第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)期間中は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)に基づき統一する。</p>					
調整の具体的な内容					
<p>●合併日から平成24年3月31日までの間は、各保険者の保険料・料率を用いる。</p> <p>●斐川町の保険料・料率を適用する者は、合併日前日に、斐川町に住所を有する者とする。ただし、合併日以後、斐川町に転入した第1号被保険者の保険料は出雲市の保険料・料率を適用する。</p>					
協議項目		協議細目		介護保険料の決定	
調整の方針					
<p>介護保険料については、第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)期間中は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)に基づき統一する。</p>					
調整の具体的な内容					
<p>●合併日から平成24年3月31日までの間は、各保険者の保険料・料率を用いる。</p> <p>●斐川町の保険料・料率を適用する者は、合併日前日に、斐川町に住所を有する者とする。ただし、合併日以後、斐川町に転入した第1号被保険者の保険料は出雲市の保険料・料率を適用する。</p>					
協議項目		協議細目		介護保険料の決定	
調整の方針					
<p>介護保険料については、第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)期間中は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)に基づき統一する。</p>					
調整の具体的な内容					
<p>●合併日から平成24年3月31日までの間は、各保険者の保険料・料率を用いる。</p> <p>●斐川町の保険料・料率を適用する者は、合併日前日に、斐川町に住所を有する者とする。ただし、合併日以後、斐川町に転入した第1号被保険者の保険料は出雲市の保険料・料率を適用する。</p>					

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ

No. 700

協議項目	介護保険料賦課及び徴収	協議細目	介護保険料減免
調整の方針	介護保険料の低所得者減免を、「出雲市介護保険料の減免に関する取扱要綱」に基づき合併時から統一して実施する。		
現 況			
出 雲 市	<p>■出雲市介護保険条例第18条(保険料の徴収猶予)</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めた場合</p> <p>【独自減免】あり</p> <p>【根拠法規】出雲市介護保険料の減免に関する取扱要綱</p> <p>①第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、生活保護法第6条第2項に規定する保護を必要とする状態に準ずる者に該当した場合。</p> <p>②介護保険法第63条の規定により介護給付等の制限を受けた場合</p> <p>低所得者減免(生活保護に準じて)実施</p> <p>※生活保護基準を下回らない段階まで下げる。(第1段階の2分の1を下限)</p> <p>【平成21年度減免措置者】平成21年度 12名</p>	斐 川 町	<p>■斐川町介護保険条例第9条(保険料の減免)</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>【独自減免】なし</p> <p>【平成21年度減免措置者】なし</p>
		調 整 の 具 体 的 内 容	
		<p>●介護保険条例上の保険料の減免の基準は、同一である。</p> <p>●独自の減免措置は、出雲市のみであり、合併時から出雲市に統一する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ

No. 1400

協議項目	その他	協議細目	保険給付外事業																																																																																	
<p>調整の方針</p> <p>保険給付外事業については、区分支給限度基準額拡大事業、訪問介護深夜利用助成事業、外泊体験サービス事業を、出雲市の各要綱に基づき、合併時から統一して実施する。</p>																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現 状</th> <th colspan="2">調 整 の 具 体 的 内 容</th> </tr> <tr> <th>出 雲 市</th> <th>斐 川 町</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="430 1456 662 2083"> <p>①区分支給限度基準額の拡大事業 在宅での生活を維持していくために、要介護3以上の認定者が支給限度額を超えて必要なサービスを利用する場合、超過分について支給限度額の1.3倍までは3割の自己負担で利用が可能。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分支給限度額</th> <th>上乗せ率</th> <th>上乗せ額 a</th> <th>利用可能支給限度額</th> <th>自己負担額 a×0.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護3</td> <td>30%</td> <td>80,250</td> <td>347,750</td> <td>24,075</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>30%</td> <td>90,180</td> <td>390,780</td> <td>34,276</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>30%</td> <td>107,490</td> <td>465,790</td> <td>32,247</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給限度額を超えて利用できる在宅サービス</p> <p>(1)訪問介護(2)訪問入浴介護(3)訪問看護(4)訪問リハビリ(5)通所介護(6)通所リハビリ(7)福祉用具貸与(8)短期入所生活介護(9)短期入所療養介護(10)夜間対応型訪問介護(11)認知症対応型通所介護(12)小規模多機能型居宅介護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成21年度利用実績</th> <th colspan="2">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護3</td> <td>19</td> <td>要介護3</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>27</td> <td>要介護4</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>18</td> <td>要介護5</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度予算額 8,200千円</p> </td> <td data-bbox="430 795 662 1456"> <p>①居宅介護サービス費区分の支給限度額基準額の上乗せ利用制限 在宅での生活を維持していくために介護3以上の認定者が支給限度額を超えて必要なサービスを利用する場合、超過分について要介護3・4は、支給限度額の1.2倍、要介護5は1.3倍までは1割の自己負担で利用が可能。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分支給限度額</th> <th>上乗せ率</th> <th>上乗せ額 a</th> <th>利用可能支給限度額</th> <th>自己負担額 a×0.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護3</td> <td>20%</td> <td>53,500</td> <td>321,000</td> <td>5,350</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>20%</td> <td>60,120</td> <td>360,720</td> <td>6,012</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>30%</td> <td>107,490</td> <td>465,790</td> <td>10,749</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給限度額を超えて利用できる在宅サービス</p> <p>(1)訪問介護(2)訪問入浴介護(3)訪問看護(4)訪問リハビリ(5)通所介護(6)通所リハビリ(7)福祉用具貸与(8)短期入所生活介護(9)短期入所療養介護(10)居宅療養管理指導 ★平成21年度 利用実績なし。 ★平成22年度予算額 9千円</p> </td> <td data-bbox="430 156 662 795"> <p>●区分支給限度基準額の拡大事業は、出雲市・斐川町とも同一の事業があるが、上乗せ額で差があり、合併時から出雲市に統一する。</p> <p>●訪問介護深夜帯利用助成事業、外泊体験サービス事業は、斐川町に無い事業であり合併時から出雲市に統一する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="662 156 1476 2083"> <p>②訪問介護深夜帯利用助成事業 深夜利用した訪問介護の利用者負担のうち3分の1を助成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度利用者数</th> <th>4人</th> <th>735回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度予算額</td> <td>100千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③外泊体験サービス事業 退院予定日前60日の間に行う試験的外泊時に在宅サービスを利用により在宅復帰を支援。最大利用期間6日間。支給限度基準額の5分の1までかかった費用の1割の自己負担で利用可能。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>21年度利用者数</th> <th>3人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度予算額</td> <td>20千円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>				現 状		調 整 の 具 体 的 内 容		出 雲 市	斐 川 町			<p>①区分支給限度基準額の拡大事業 在宅での生活を維持していくために、要介護3以上の認定者が支給限度額を超えて必要なサービスを利用する場合、超過分について支給限度額の1.3倍までは3割の自己負担で利用が可能。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分支給限度額</th> <th>上乗せ率</th> <th>上乗せ額 a</th> <th>利用可能支給限度額</th> <th>自己負担額 a×0.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護3</td> <td>30%</td> <td>80,250</td> <td>347,750</td> <td>24,075</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>30%</td> <td>90,180</td> <td>390,780</td> <td>34,276</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>30%</td> <td>107,490</td> <td>465,790</td> <td>32,247</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給限度額を超えて利用できる在宅サービス</p> <p>(1)訪問介護(2)訪問入浴介護(3)訪問看護(4)訪問リハビリ(5)通所介護(6)通所リハビリ(7)福祉用具貸与(8)短期入所生活介護(9)短期入所療養介護(10)夜間対応型訪問介護(11)認知症対応型通所介護(12)小規模多機能型居宅介護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成21年度利用実績</th> <th colspan="2">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護3</td> <td>19</td> <td>要介護3</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>27</td> <td>要介護4</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>18</td> <td>要介護5</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度予算額 8,200千円</p>	区分支給限度額	上乗せ率	上乗せ額 a	利用可能支給限度額	自己負担額 a×0.3	要介護3	30%	80,250	347,750	24,075	要介護4	30%	90,180	390,780	34,276	要介護5	30%	107,490	465,790	32,247	平成21年度利用実績		件数		要介護3	19	要介護3	19	要介護4	27	要介護4	27	要介護5	18	要介護5	18	<p>①居宅介護サービス費区分の支給限度額基準額の上乗せ利用制限 在宅での生活を維持していくために介護3以上の認定者が支給限度額を超えて必要なサービスを利用する場合、超過分について要介護3・4は、支給限度額の1.2倍、要介護5は1.3倍までは1割の自己負担で利用が可能。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分支給限度額</th> <th>上乗せ率</th> <th>上乗せ額 a</th> <th>利用可能支給限度額</th> <th>自己負担額 a×0.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護3</td> <td>20%</td> <td>53,500</td> <td>321,000</td> <td>5,350</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>20%</td> <td>60,120</td> <td>360,720</td> <td>6,012</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>30%</td> <td>107,490</td> <td>465,790</td> <td>10,749</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給限度額を超えて利用できる在宅サービス</p> <p>(1)訪問介護(2)訪問入浴介護(3)訪問看護(4)訪問リハビリ(5)通所介護(6)通所リハビリ(7)福祉用具貸与(8)短期入所生活介護(9)短期入所療養介護(10)居宅療養管理指導 ★平成21年度 利用実績なし。 ★平成22年度予算額 9千円</p>	区分支給限度額	上乗せ率	上乗せ額 a	利用可能支給限度額	自己負担額 a×0.1	要介護3	20%	53,500	321,000	5,350	要介護4	20%	60,120	360,720	6,012	要介護5	30%	107,490	465,790	10,749	<p>●区分支給限度基準額の拡大事業は、出雲市・斐川町とも同一の事業があるが、上乗せ額で差があり、合併時から出雲市に統一する。</p> <p>●訪問介護深夜帯利用助成事業、外泊体験サービス事業は、斐川町に無い事業であり合併時から出雲市に統一する。</p>	<p>②訪問介護深夜帯利用助成事業 深夜利用した訪問介護の利用者負担のうち3分の1を助成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度利用者数</th> <th>4人</th> <th>735回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度予算額</td> <td>100千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③外泊体験サービス事業 退院予定日前60日の間に行う試験的外泊時に在宅サービスを利用により在宅復帰を支援。最大利用期間6日間。支給限度基準額の5分の1までかかった費用の1割の自己負担で利用可能。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>21年度利用者数</th> <th>3人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度予算額</td> <td>20千円</td> </tr> </tbody> </table>				22年度利用者数	4人	735回	22年度予算額	100千円		21年度利用者数	3人	22年度予算額	20千円
現 状		調 整 の 具 体 的 内 容																																																																																		
出 雲 市	斐 川 町																																																																																			
<p>①区分支給限度基準額の拡大事業 在宅での生活を維持していくために、要介護3以上の認定者が支給限度額を超えて必要なサービスを利用する場合、超過分について支給限度額の1.3倍までは3割の自己負担で利用が可能。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分支給限度額</th> <th>上乗せ率</th> <th>上乗せ額 a</th> <th>利用可能支給限度額</th> <th>自己負担額 a×0.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護3</td> <td>30%</td> <td>80,250</td> <td>347,750</td> <td>24,075</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>30%</td> <td>90,180</td> <td>390,780</td> <td>34,276</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>30%</td> <td>107,490</td> <td>465,790</td> <td>32,247</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給限度額を超えて利用できる在宅サービス</p> <p>(1)訪問介護(2)訪問入浴介護(3)訪問看護(4)訪問リハビリ(5)通所介護(6)通所リハビリ(7)福祉用具貸与(8)短期入所生活介護(9)短期入所療養介護(10)夜間対応型訪問介護(11)認知症対応型通所介護(12)小規模多機能型居宅介護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成21年度利用実績</th> <th colspan="2">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護3</td> <td>19</td> <td>要介護3</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>27</td> <td>要介護4</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>18</td> <td>要介護5</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度予算額 8,200千円</p>	区分支給限度額	上乗せ率	上乗せ額 a	利用可能支給限度額	自己負担額 a×0.3	要介護3	30%	80,250	347,750	24,075	要介護4	30%	90,180	390,780	34,276	要介護5	30%	107,490	465,790	32,247	平成21年度利用実績		件数		要介護3	19	要介護3	19	要介護4	27	要介護4	27	要介護5	18	要介護5	18	<p>①居宅介護サービス費区分の支給限度額基準額の上乗せ利用制限 在宅での生活を維持していくために介護3以上の認定者が支給限度額を超えて必要なサービスを利用する場合、超過分について要介護3・4は、支給限度額の1.2倍、要介護5は1.3倍までは1割の自己負担で利用が可能。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分支給限度額</th> <th>上乗せ率</th> <th>上乗せ額 a</th> <th>利用可能支給限度額</th> <th>自己負担額 a×0.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護3</td> <td>20%</td> <td>53,500</td> <td>321,000</td> <td>5,350</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>20%</td> <td>60,120</td> <td>360,720</td> <td>6,012</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>30%</td> <td>107,490</td> <td>465,790</td> <td>10,749</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給限度額を超えて利用できる在宅サービス</p> <p>(1)訪問介護(2)訪問入浴介護(3)訪問看護(4)訪問リハビリ(5)通所介護(6)通所リハビリ(7)福祉用具貸与(8)短期入所生活介護(9)短期入所療養介護(10)居宅療養管理指導 ★平成21年度 利用実績なし。 ★平成22年度予算額 9千円</p>	区分支給限度額	上乗せ率	上乗せ額 a	利用可能支給限度額	自己負担額 a×0.1	要介護3	20%	53,500	321,000	5,350	要介護4	20%	60,120	360,720	6,012	要介護5	30%	107,490	465,790	10,749	<p>●区分支給限度基準額の拡大事業は、出雲市・斐川町とも同一の事業があるが、上乗せ額で差があり、合併時から出雲市に統一する。</p> <p>●訪問介護深夜帯利用助成事業、外泊体験サービス事業は、斐川町に無い事業であり合併時から出雲市に統一する。</p>																										
区分支給限度額	上乗せ率	上乗せ額 a	利用可能支給限度額	自己負担額 a×0.3																																																																																
要介護3	30%	80,250	347,750	24,075																																																																																
要介護4	30%	90,180	390,780	34,276																																																																																
要介護5	30%	107,490	465,790	32,247																																																																																
平成21年度利用実績		件数																																																																																		
要介護3	19	要介護3	19																																																																																	
要介護4	27	要介護4	27																																																																																	
要介護5	18	要介護5	18																																																																																	
区分支給限度額	上乗せ率	上乗せ額 a	利用可能支給限度額	自己負担額 a×0.1																																																																																
要介護3	20%	53,500	321,000	5,350																																																																																
要介護4	20%	60,120	360,720	6,012																																																																																
要介護5	30%	107,490	465,790	10,749																																																																																
<p>②訪問介護深夜帯利用助成事業 深夜利用した訪問介護の利用者負担のうち3分の1を助成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度利用者数</th> <th>4人</th> <th>735回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度予算額</td> <td>100千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③外泊体験サービス事業 退院予定日前60日の間に行う試験的外泊時に在宅サービスを利用により在宅復帰を支援。最大利用期間6日間。支給限度基準額の5分の1までかかった費用の1割の自己負担で利用可能。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>21年度利用者数</th> <th>3人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度予算額</td> <td>20千円</td> </tr> </tbody> </table>				22年度利用者数	4人	735回	22年度予算額	100千円		21年度利用者数	3人	22年度予算額	20千円																																																																							
22年度利用者数	4人	735回																																																																																		
22年度予算額	100千円																																																																																			
21年度利用者数	3人																																																																																			
22年度予算額	20千円																																																																																			

協議第 21 号

消防団の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

消防団の取扱いについて

合併協定項目 22. 消防団の取扱いは、次のとおりとする。

1. 斐川町の消防団員を出雲市の消防団員として引き継ぎ、新市の消防団の組織については、出雲市消防団の方面隊体制の中に斐川町消防団の 4 分団を位置づけ、合併時に出雲市消防団に統合する。なお、方面隊、分団の配置数及び名称については、合併時まで調整する。
2. 有事体制については、災害時の対応に支障をきたさぬよう、合併時まで指揮命令系統など有事即応体制を確立する。
3. 消防団員の報酬及び出場手当等については、合併時から出雲市の例により統一する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

消防ワーキンググループ No.6400

協議項目		消防団の取扱い		協議細目	消防団の組織
調整の方針		<p>斐川町の消防団員を出雲市の消防団員として引き継ぎ、新市の消防団の組織については、出雲市消防団の方面隊体制の中に斐川町消防団の4分団を位置づけ、合併時に出雲市消防団に統合する。なお、方面隊、分団の配置数及び名称については、合併時までに調整する。</p> <p>有事体制については、災害時の対応に支障をきたさぬよう、合併時までに指揮命令系統など有事即応体制を確立する。</p>			
		現 況		調整の具体的内容	
出 雲 市					
斐 川 町					
<p>【団体名】 出雲市消防団(定数 1,738名)</p> <p>【組織】 1団 13方面隊 41分団体制 <ul style="list-style-type: none"> ■ 団本部 59名(定数) ・ 団長 1名 ・ 副団長 5名 ・ 方面隊長(副団長級) 13名 ・ 伝令部長ほか 40名 </p> <p>■ 分団(41分団 128部) 1,679名(定数) <ul style="list-style-type: none"> ・ 分団長 41名 ・ 副分団長 61名 ・ 班長、団員 1,577名 </p>	<p>【団体名】 斐川町消防団(定数 255名)</p> <p>【組織】 4分団 24部体制 <ul style="list-style-type: none"> ■ 役員 15名 ・ 団長 1名 ・ 副団長 2名 ・ 分団長 4名 ・ 副分団長 8名 </p> <p>■ 団員(4分団 24部体制) 240名 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1分団(第1部～第6部) 団員 60名 ・ 第2分団(第1部～第8部) 団員 80名 ・ 第3分団(第1部～第5部) 団員 50名 ・ 第4分団(第1部～第5部) 団員 50名 </p>	<p>消防団の組織については、合併時に統合し、1消防団による方面隊体制とする。</p> <p>組織体制については、地域実情等を勘案し、適正な体制を検討する。</p> <p>なお、合併時、災害対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統などの体制を確立する。</p>			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

消防ワーキンググループ No.6600

協議項目		消防団の取扱い		協議細目	報酬・費用弁償
調整の方針					
消防団員の報酬については、合併時から出雲市の例により統一する。					
現		斐川町			
出雲市		斐川町			
<p>○出雲市消防団規則(平成17年出雲市規則第253号)による。</p> <p>○報酬年額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 70,000円 ・副団長 50,000円 ・分団長 38,000円 ・副分団長 29,000円 ・部長 25,000円 ・班長 22,000円 ・団員 17,500円 <p>○費用弁償 出雲市職員等の旅費に関する条例を適用。</p>		<p>○斐川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成7年条例第3号)等による。</p> <p>○報酬年額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 65,000円 ・副団長 50,000円 ・分団長 36,000円 ・副分団長 30,000円 ・部長 25,000円 ・班長 23,000円 ・団員 21,000円 <p>○費用弁償 斐川町職員旅費支給条例(昭和30年斐川町条例第10号)の例により支給する。</p>			
調整の具体的内容					
合併時から出雲市の例により統一する。					

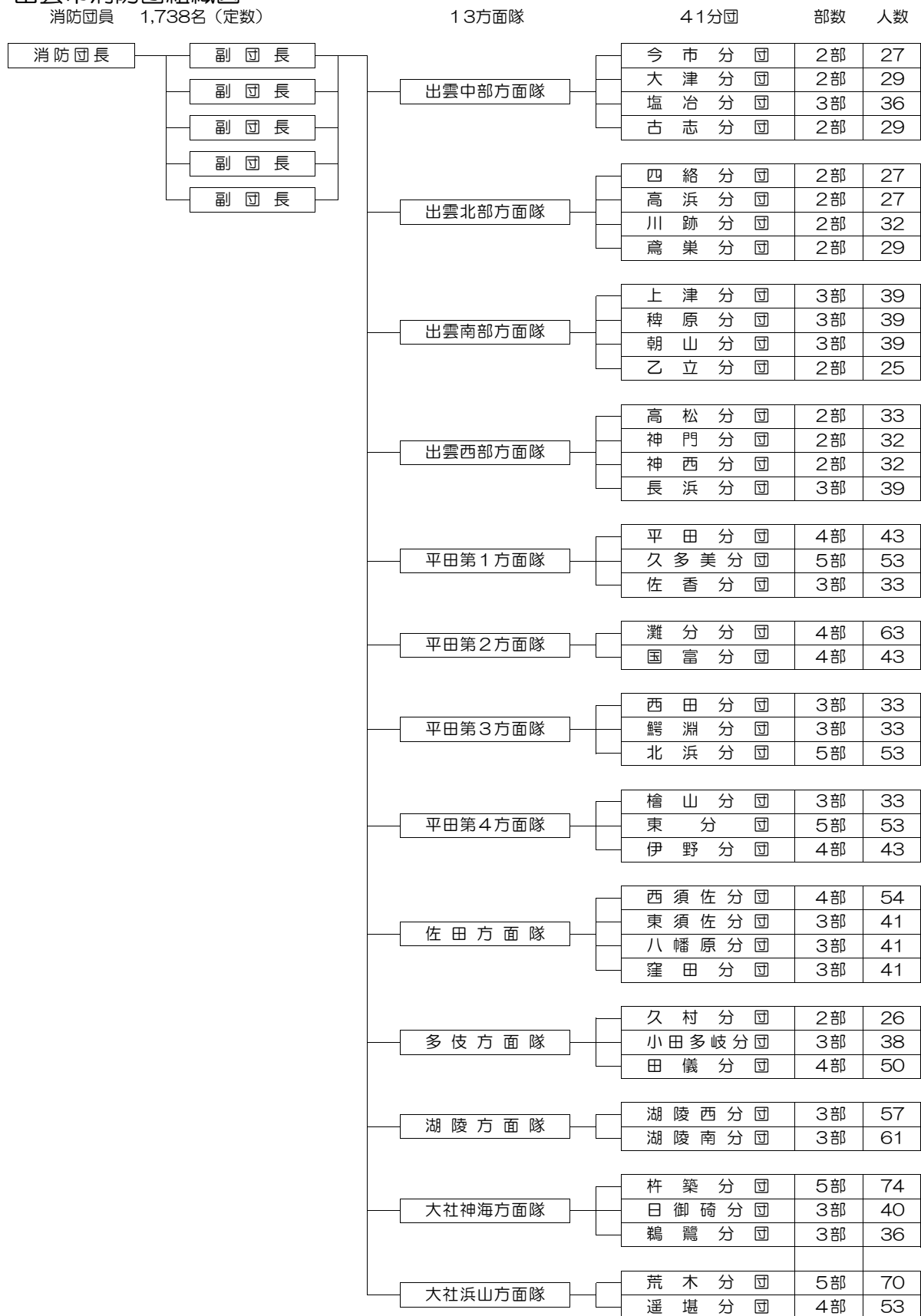
出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

消防ワーキンググループ No.6700

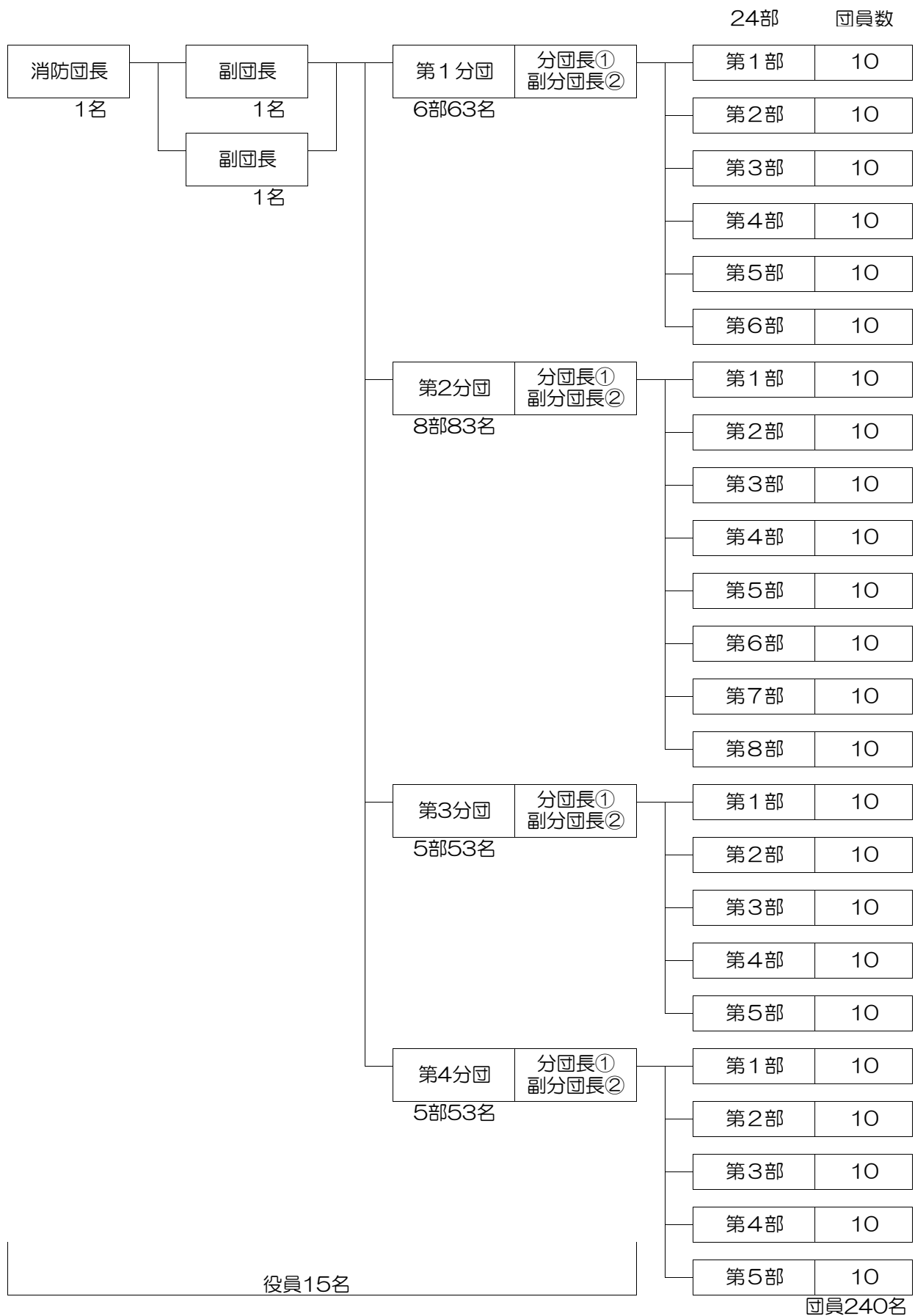
協議項目		消防団の取扱い		協議細目	出場手当等
調整の方針		消防団員の出場手当等については、合併時から出雲市の例により統一する。			
現		斐川町			
出雲市		斐川町			
出雲市消防団規則(平成17年出雲市規則第253号)による。		斐川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成7年条例第3号)等による。			
○出場手当 1回につき、1人3,700円 (火災、その他災害、警戒、訓練、会議、行方不明捜索、その他市長が特に必要と認められた行事等)	○出場手当 1回につき、1人3,000円 (災害、警戒、訓練、査察、点検、儀式、会議等)				
○特別教養訓練手当(消防学校等に参加した者) 3,700円	○特別教養訓練手当 制度なし(出場手当として支給)				
○技術手当(機関員) 消防ポンプ自動車、小形ポンプ積載車 年額:11,500円	○技術手当 各部に年額15,000円				
調整の具体的内容		合併時から出雲市の例により統一する。			

出雲市消防団組織図

消防団員 1,738名 (定数)



斐川町消防団組織図
消防団員定数 255名（定数）



協議第 22 号

各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（総合計画関係）の取扱いは、次のとおりとする。

総合振興計画については、合併後、新市基本計画に基づき、速やかに策定するものとする。なお、新市において策定するまでの間は、新市基本計画をもってこれに代えるものとする。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.300

協議項目	各種事務事業(総合計画関係)の取扱いについて	協議細目	総合振興計画
調整の方針	総合振興計画については、合併後、新市基本計画に基づき、速やかに策定するものとする。なお、新市において策定するまでの間は、新市基本計画をもってこれに代えるものとする。		
調整の具体的内容			
現 況		斐 川 町	
総合振興計画 ○基本構想「21世紀出雲のグランドデザイン」 計画年度：平成17年度(2005) ～平成26年度(2014) ○基本計画 前期計画年度：平成17年度(2005) ～平成21年度(2009) 後期計画年度：平成22年度(2010) ～平成26年度(2014)	第4次斐川町総合基本計画 ○基本構想 計画年度：平成13年度(2001) ～平成22年度(2010) ○基本計画 前期計画年度：前期計画としては策定していない 後期計画年度：平成18年度(2006) ～平成22年度(2010) 「明るく創造的なまち、人が主役の斐川町」		
総合計画の取扱いに関する法令 地方自治法(昭和22年法律第67号) (地方公共団体の法人格とその事務) 第2条 4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。			

協議第 23 号

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 広報誌の発行

広報紙は、月 1 回発行の方向で、発行日と併せ合併時までに調整し、広報紙の名称、仕様は、出雲市の例により統一する。

広報紙の配布方法については、自治会加入世帯は合併時までに調整し、自治会未加入世帯については、出雲市の例により統一する。

2 広報広聴事業

広報紙を除く広報事業は、合併時から出雲市の例により統一し、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、新聞などさまざまな媒体を活用する。

広聴事業は、市長ポストの設置や市長面会日、まちづくり懇談会の開催など、合併時から出雲市の例により統一する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.900-1

協議項目		協議細目	
各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて		広報誌の発行	
調整の方針		調整の具体的内容	
<p>広報誌は、月1回発行の方向で、発行日と併せ合併までに調整し、広報紙の名称、仕様は、出雲市の例により統一する。広報紙の配布方法については、自治会未加入世帯は合併時までに調整し、自治会未加入世帯については、出雲市の例により統一する。</p>			
現況		調整の具体的内容	
出雲市	斐川町		
<p>1. 広報紙の名称 広報いずも</p> <p>2. 発行部数 42,500部</p> <p>3. 発行回数 月2回発行(原則第2・4木曜日)</p> <p>4. 広報紙の仕様 A4版、カラー・2色・モノクロあり、平均16ページ</p> <p>5. 配布先 ①全世帯 ②拠点配布(コミュニティセンターや大型ショッピングセンターなど市内約150か所) ③各自治体など</p> <p>6. 配布方法 ※広報紙を含めた文書配達事務は総務課が所管 ①自治会加入者 委託業者が各コミュニティセンターへ配布し、コミュニティセンターから町内会代表者へ配付、町内会代表者が各世帯へ配付する。 ②自治会未加入者 拠点施設での入手を案内する。 ③各自治体等へは郵送</p>	<p>1. 広報紙の名称 広報ひかわ</p> <p>2. 発行部数 8,200部</p> <p>3. 発行回数 月1回発行(毎月20日。ただし、20日が土曜・日曜日となる場合は、金曜日に発行)</p> <p>4. 広報紙の仕様 A4版、2色、平均28ページ</p> <p>5. 配布先 ①全世帯 ②町出身者 ③各自治体など</p> <p>6. 配布方法 ※文書配布は総務課が所管 ①自治会加入者 町職員が各自治会の自治委員へ文書を配達し、各戸へは自治委員が配布 ②自治会未加入者 シルバー人材センターへの委託、または郵送による配布 ③その他希望者(事業所等含む)へ郵送</p>	<p>1. 発行回数は月1回発行の方向で、発行日と併せ合併時までに調整する。</p> <p>2. 広報紙の名称・仕様は出雲市の例に統一する。</p> <p>3. 広報紙への有料広告は掲載する。</p> <p>4. 配布方法 ①自治会未加入世帯 コミュニティセンター、文書配達事務との調整が必要であり、合併時までに調整する。 ②自治会未加入世帯 出雲市の例により統一する。(市内拠点施設に設置し、入手してもらう)</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.900-2

協議項目	各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて	協議細目	広報誌の発行
調整の方針	<p>広報誌は、月1回発行の方向で、発行日と併せ合併までに調整し、広報紙の名称、仕様は、出雲市の例により統一する。広報紙の配布方法については、自治会加入世帯は合併までに調整し、自治会未加入世帯については、出雲市の例により統一する。</p>		
<p>現 況</p>			
<p>出 雲 市</p>		<p>斐 川 町</p>	
<p>7. 声の広報 希望があれば、目の不自由な方に、「広報いずも」の内容をカセットテープ等に録音した「声の広報」や、点字に約した「点字広報」を、無料で送っている。(所管は福祉推進課)</p> <p>8. その他 平成22年度から、紙面に有料広告を掲載(8月発行分から掲載予定)</p>	<p>7. 声の広報 目の不自由な方や高齢者の方など、文字を読むことが困難な方のために、広報音訳ボランティアの協力により作成した音声版広報をホームページに掲載。テープの貸し出しも行っている。(所管は社会福祉協議会)</p> <p>8. その他 平成20年度から紙面に有料広告を掲載。</p>	<p>調 整 の 具 体 的 内 容</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.1000-1

協議項目		各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて	
協議細目		広報広聴事業(地区懇談会等)	
調整の方針	<p>広報紙を除く広報事業は、合併時から出雲市の例により統一し、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、新聞などさまざまな媒体を活用する。</p> <p>広聴事業は、市長ポストの設置や市長面会日、まちづくり懇談会の開催など、合併時から出雲市の例により統一する。</p>		
調整の状況		出雲市	斐川町
調整の内容	<p>【広報関係(広報紙を除く)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページの作成 ○防災行政無線による広報 ○ケーブルテレビによる市政広報 <ul style="list-style-type: none"> ・市政広報番組「市政のひろば」(年6回、30分番組を制作・放映。番組はICVが制作。ひらたCATVへも配信) ・行政文字放送 <ul style="list-style-type: none"> (ひらたCATV、平田地域のみ) ・音声告知放送 <ul style="list-style-type: none"> (基本は緊急用。ひらたCATV加入者のうち希望者のみ) ・行政文字放送 <ul style="list-style-type: none"> (ICV、多伎地域のみ) ・定点カメラによる映像配信 <ul style="list-style-type: none"> (防災用。ひらたCATV、平田地域のみ) <p>ONHKテレビ電話による情報発信</p> <p>○コミュニティFM(エフエムいずも)による市政広報(週単位のスポット、年26週)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新聞による市政広報 ○その他の広報媒体 <ul style="list-style-type: none"> ・情報いずも(JA有線放送。出雲・佐田地域のみ) ・大社ご縁ネット(有線放送。大社地域のみ) ・NHKデータ放送 	<p>【広報関係(広報紙を除く)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページの作成 ○防災行政無線による広報 ○ケーブルテレビによる市政広報 <ul style="list-style-type: none"> ・斐川町広報番組「元気いっぱい、斐川です」(ICVへ制作委託により年5回、30分番組を放送) ・行政文字放送 <ul style="list-style-type: none"> (ICV) <p>ONHKテレビ電話による情報発信</p> <p>ONHKデータ放送による情報発信</p>	
調整の具体的な内容	<p>1. 広報関係(広報紙を除く) 出雲市の例により統一する。(ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、新聞等さまざまな広報媒体を活用し行う)</p> <p>2. 広聴関係 出雲市の例により統一する。(市長面会日・市長ポスト・市長メール、まちづくり懇談会の開催等の方法で実施する)</p>		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.1000-2

協議項目		各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて		協議細目	広報広聴事業(地区懇談会等)
調整の方針		<p>広報紙を除く広報事業は、合併時から出雲市の例により統一し、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、新聞などさまざまな媒体を活用する。 広聴事業は、市長ポストの設置や市長面会日、まちづくり懇談会の開催など、合併時から出雲市の例により統一する。</p>			
		現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
		出 雲 市	斐 川 町		
<p>【広聴関係】 ○市長面会日 市政に関する市民と市長の意見交換の場であり、面会での意見は、原則HPおよび広報紙で公開する。 ・開催日等 ○市長ポスト 市政に対する提案・意見を投函するための専用ポストを設置。原則、文書で回答する。意見の内容と回答は、原則HPおよび広報紙で公開する。 ・設置場所 本庁2か所、各支所1か所 ○市長メール 市長ポストの取り扱いに同じ。 ○手紙、電話、各課代表メールによる広聴</p>	<p>【広聴関係】 ○町長への手紙 町政に対する意見や提案などを専用の用紙で郵便ポストに投函。ホームページからのメール送信、FAXもある。回答は文書で行う。 ・用紙の設置場所 役場窓口(町民課・健康福祉課など)、中央公民館、地区公民館、町立体育館、アクトイーひかわ、町立図書館 ○ホームページ上での意見メール(掲示板)</p>	<p>【地区懇談会】 1. 名称 まちづくり懇談会～開かれた市政をめざして～ 2. 内容 地域のまちづくりや課題をテーマとした市民との膝を交えた意見交換 3. 主催 市、各地区自治協会 4. 開催単位 コミュニティセンター単位(市内36か所。2年で一巡する) 5. 市出席者 市長、副市長、教育長、総合政策部長、テーマに応じた担当部長、支所長(出雲地域以外)</p>	<p>【住民説明会】 1. 名称 行財政住民説明会 2. 内容 町の情報公開の一環として、財政問題や合併問題について説明するほか、まちづくりの方向性、施策について町民から意見を聞くため、必要に応じて随時開催。 3. 主催 町 4. 開催単位 中央公民館・地区公民館(7館)などを会場に開催。 5. 町主催者 町長、副町長、教育長、企画担当参事</p>		

各市町村における広報紙発行状況

項目 自治体	発行回数	1回あたりの 発行部数	1回あたりの 平均発行ページ
出雲市	月2回 (第2・4木曜日)	42,500部	16ページ
斐川町	月1回	8,200部	28ページ
松江市	月1回	73,400部	28ページ
安来市	月1回	14,000部	24ページ
雲南市	月1回	14,000部	24ページ
大田市	月1回	15,900部	26ページ
江津市	月1回	11,500部	22ページ
浜田市	月1回	26,000部	38ページ
益田市	月2回	21,100部	20ページ
鳥取市	月1回	68,500部	28ページ
米子市	月1回	51,500部	20ページ
津山市	月1回	43,900部	28ページ
諫早市	月1回	47,500部	28ページ

協議第 24 号

各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（交通政策関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 飛行機、空港

現行のとおり各種協議会を中心とした飛行機、空港交通政策を新市に引き継ぎ、空港の利用促進と空港周辺環境整備に努める。

2 J R

現行のとおり各種協議会を中心とした J R 交通政策を新市に引き継ぎ、鉄道の利用促進と整備に努める。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.1500

協議項目		協議細目	飛行機(空港)
各種事務事業(交通政策関係)の取扱いについて			
<p>現行のとおり各種協議会を中心とした飛行機、空港交通政策を新市に引き継ぎ、空港の利用促進と空港周辺の環境整備に努める。</p>			
調整の方針		調整の具体的内容	
協議項目	現	斐川町	調整の具体的内容
<p>【21世紀出雲空港整備利用促進協議会】 ○構成:公共団体(松江市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町)、観光協会(3)、旅館・ホテル協会(5)、JA(5)、商工会・商工会議所(13)、タクシー業(1)、旅行代理店(8)、企業(31) ○事業:出雲空港発着路線PR事業、要望活動(国土交通省、日本航空等)、時刻表の作成配布等 ○負担金(H22): 477,700円/年</p> <p>【山陰国際観光協議会】 ○構成:行政(鳥根県、鳥取市、米子市、松江市、出雲市、斐川町等18団体)、商工会議所等経済団体32団体、観光団体19団体 ○内容:米子ソウル便の利用促進に関する事業 ○負担金:なし</p>	<p>【21世紀出雲空港整備利用促進協議会】 ○構成:同左 ○事業:同左 ○負担金(H22): 123,500円/年</p> <p>【山陰国際観光協議会】 ○構成:同左 ○内容:同左 ○負担金:なし</p> <p>【全国空港建設整備促進協議会】 空港建設整備促進、機能向上対策を求める全国協議会 ○会員(県内):鳥根県・益田市・斐川町・隠岐の島町 ○負担金:なし</p> <p>【全国民間空港関係市町村協議会】 空港運航機能向上、周辺環境対策等を求める空港所在市町村からなる全国協議会 ○会員(県内):益田市・斐川町 ○負担金(H22): 134,000円/年</p>	<p>出雲市と斐川町が加入している「21世紀出雲空港整備利用促進協議会」、「山陰国際観光協議会」については、斐川町は合併の日の前日をもって脱退する。 斐川町が加入している「全国空港建設整備促進協議会」、「全国民間空港関係市町村協議会」については、合併の日の前日をもって斐川町は脱退し、新市において合併の日に入する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.1501

協議項目	各種事務事業(交通政策関係)の取扱いについて	協議細目	空港整備・周辺対策
調整の方針	現行のとおり各種協議会を中心とした飛行機、空港交通政策を新市に引き継ぎ、空港の利用促進と空港周辺の環境整備に努める。		
調整の具体的内容			
該当なし	出雲市	斐川町	<p>【出雲空港周辺対策協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港周辺 13 自治会、会員数 290 世帯 ・運営補助金 5,000 千円 ・出雲空港機能拡充等整備、空港運用(運用時間延長、時間外運行)等に関する本協議会と鳥根県との協議・履行確認など調整を実施 <p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出雲空港住宅騒音防止更新事業 <ul style="list-style-type: none"> ・出雲空港騒音防止区域及び適用範囲に存する住宅が騒音防止工事を行っている場合に、22 年経過後基準に従い更新工事を行うものに補助金を交付 ・県補助金 100%充当 ○出雲空港周辺対策交付金事業 <ul style="list-style-type: none"> ・空港周辺環境改善に向けた交付金事業 ・H21 は遮光カーテン設置事業、地盤沈下対策事業 <p>現行のとおり協議会を中心とした飛行機、空港交通政策を新市に引き継ぎ、空港周辺の環境整備に努める。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.1600

協議項目	各種事務事業(交通政策関係)の取扱いについて		協議細目	JR
調整の方針	現行のとおり各種協議会を中心としたJR交通政策を新市に引き継ぎ、鉄道の利用促進と整備に努める。			
出雲市		斐川町		
現況		調整の具体的内容		
<p>【島根県鉄道整備連絡調整協議会】 ○構成: 島根県、松江市、出雲市、斐川町、斐川町商工会等 ○内容: JR西日本など関係機関への要望活動、利用促進事業等 ○負担金: 12,800 円/年</p>	<p>【島根県鉄道整備連絡調整協議会】 ○構成: 同左 ○内容: 同左 ○負担金: 2,400 円/年</p>	<p>斐川町は、合併の日の前日をもって協議会等を脱退する。</p>		
<p>【中国横断新幹線整備促進島根県期成同盟会・JR伯備線フリーゲージレイン導入促進島根県期成同盟会】 ○構成: 島根県、松江市、出雲市、斐川町等 ○内容: 要望活動(JR西日本本社、国土交通省等)等 ○負担金: 35,000 円/年</p>	<p>【中国横断新幹線整備促進島根県期成同盟会・JR伯備線フリーゲージレイン導入促進島根県期成同盟会】 ○構成: 同左 ○内容: 同左 ○負担金: 15,000 円/年</p>			

協議第 25 号

各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いは、次のとおりとする。

両市町の行財政改革の取組みや合併協議を踏まえ、合併効果を早期に発揮できるよう、新市において、別表の「出雲市における行財政改革推進の考え方」に基づき、行財政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。

参考資料：別紙のとおり

別表

出雲市における行財政改革推進の考え方

1. 新市における行財政改革の推進にあたっては、次に掲げる視点を基本方針とし、地方分権時代に対応するまちづくりの実現を図る。

◆ **地方分権時代に対応するまちづくり**

地方分権時代に対応し、自己決定、自己責任を基本に自立する自治体づくりをめざすとともに、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割を自覚・認識し、市民と行政の協働システムによる一体となった取り組みを進める。

◆ **市民本位のサービスの徹底**

常に市民の視点に立ち、高度多様化する住民ニーズに的確に対応すべく、職員の意識改革、資質向上をはじめ、業務の迅速化と省力化の徹底を図る。

◆ **簡素で効率的な行財政運営**

適正な受益と負担による行政サービス水準の確保に努めるとともに、組織機構・事務のスリム化、民間委託など徹底した経費節減、選択と集中による事務事業の見直しなどにより、簡素で効率的、長期的に安定した行財政運営を進める。

2. 行財政改革大綱策定にあたっては、新市基本計画をはじめとする合併協定項目の調整方針に従い策定することとし、新市においては、次に掲げる実施項目により行財政改革に取り組むものとする。

【行財政改革実施項目】

● **行政の効率化**

- (1) 事務事業の見直しと業務の民間委託の推進
- (2) 時代に即応した組織・機構の見直し
- (3) 公共施設の管理運営の見直し
- (4) 外郭団体の見直し

● **定員管理と給与の適正化**

- (1) 定員管理の適正化
- (2) 職員給与の適正化と総人件費の抑制・縮減
- (3) 人事評価・職員研修の強化

● **自治自立の財政運営**

- (1) 新市建設への財源確保・節減
- (2) 使用料等の負担と補助金等の受益のあり方

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.500-1

協議項目		協議細目	行政改革大綱
各種事務事業(行政改革大綱関係)の取扱いについて		行政改革大綱	
調整の方針		両市町の行財政改革の取組みや合併協議を踏まえ、別表の「出雲市における行財政改革推進の考え方」に基づき、行財政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。	
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
出 雲 市	斐 川 町		
<p>【名称】 21世紀出雲市行財政改革大綱</p> <p>【策定年月】 平成17年12月</p> <p>【実施期間】 平成17年度～26年度</p> <p>【実施計画の有無】 有(第1期:平成17年度～21年度)</p> <p>【現在の実施状況と今後の予定】 ・第1期実施計画は、21年度をもって終了 ・出雲市行財政改革審議会答申(本年2月末) (第1期の検証と第2期の取組事項について) ・第1期実施計画の取組の成果と、年度ごとの目標値を掲げた第2期計画(平成22年度～26年度の5年間)を策定し、6月定例市議会に報告、その後公表予定</p> <p>【事業のゼロベース評価】 ・平成21年度から、継続事業を含むすべての事務事業について、既存の枠組みにとらわれず、ゼロから当該事業の必要性や費用対効果を評価し、評価結果を今後の事業の方向性の検討や予算編成に活用するシステムを導入。</p>	<p>【名称】 斐川町行財政改革大綱</p> <p>【策定年月日】 平成15年12月</p> <p>【実施期間】 平成15年度～16年度(当初) 平成17年度以降も期間延長</p> <p>【実施計画の有無】 有(斐川町行財政集中改革プラン)</p> <p>【現在の実施状況と今後の予定】 現在の集中改革プランの計画期間は平成21年度末までとなり、本年度において当面平成22年度の集中改革プランを策定する。</p> <p>【事業事業評価】 平成17年度から①事務事業の見直し②政策方針予算編成システムの見直し③組織の活性化④住民への説明責任を目的に事務事業評価システムを導入し、全事業について事後評価、新規事業の事前評価を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両市町の行財政改革の取組みや合併協議を踏まえ、合併効果を早期発揮できるよう、新市において、出雲市の例により行財政改革大綱、実施計画を策定する、 ・現行の出雲市の実施計画、斐川町の集中改革プランの計画期間はいずれもが、平成21年度末である。 ・出雲市は平成22年度からの5か年の第2期計画を、斐川町は当面平成22年度分の集中改革プランを策定する。 ・両市町で実施しているゼロベース評価及び事務事業評価については、新市において調整のうえ継続して実施する。 	

協議第 26 号

各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 名誉市民制度

名誉市民制度については、出雲市の例により統一する。なお、現在の斐川町の名誉町民は、新市においても名誉市民として引き継ぐ。

2 表彰制度

表彰制度については、出雲市の例により統一する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.2800-1

協議項目	各種事務事業(様式・表彰関係)の取扱いについて	協議細目	名誉市民制度
調整の方針	名誉市民制度については、出雲市の例により統一する。なお、現在の両市町の名誉市民及び名誉町民は、新市においても名誉市民として引き継ぐ。		
現		斐川町	
<p>【選定方法】 出雲市名誉市民選挙審議会の審議を経て、市議会の同意を得て選定する。</p> <p>【受賞者】 ○昭和42年7月19日 故 大谷彌吉 (元平田町長、平田市議会議員) 故 木佐徳之助 (元平田市長) ○昭和56年11月3日 故 加藤辯三郎 (元協和発酵会長) 故 遠藤嘉右衛門 (元出雲信用組合会長) 故 福代良知 (元県農業共済組合連合会長) 故 加藤 喬 (医師) ○昭和61年10月12日 故 森山金一 (元県議会議員) 故 布野信忠 (元出雲市長) ○平成2年9月5日 故 原 良宗 (元平田市長) ○平成4年3月31日 故 成相善十 (元参議院議員) 直良光洋 (元出雲市長) ○平成4年11月3日 故 藤原信一 (元多伎町長) 故 田中 實 (元多伎町長) ○平成8年11月3日 故 福間秀雄 (元出雲商工会議所会頭)</p>	<p>【選定方法】 斐川町名誉市民選挙審議会の審議を経て、町議会の同意を得て選定する。</p> <p>【受賞者】 ○昭和60年11月3日 故 植田元権 (元島根県議会議員) ○平成7年11月3日 故 吉岡豊樹 (元斐川町長)</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>名誉市民制度については、出雲市の例により統一する。なお、現在の両市町の名誉市民及び名誉町民は、新市においても名誉市民として引き継ぐ。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.2800-2

協議項目	各種事務事業(様式・表彰関係)の取扱いについて		協議細目	名譽市民制度
調整の方針	名譽市民制度については、出雲市の例により統一する。なお、現在の両市町の名譽市民及び名譽町民は、新市においても名譽市民として引き継ぐ。			
現 況		斐 川 町		
出 雲 市	<p>故 岸 明正 (元全国JA連合会副会長) ○平成13年6月10日 故 石崎英一 (元県医師会議長) ○平成15年12月26日 故 新田芳信 (医師)</p> <p>【顕彰】 (1)出雲市名譽市民章の贈呈 (2)氏名及び事績概要の告示</p> <p>【待遇】 (1)市が行う式典への招待 (2)死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (3)その他市長が必要と認める待遇</p>	<p>【顕彰】 斐川町名譽町民章</p> <p>【待遇】 (1)町が行う式典への招待 (2)死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (3)その他町長が必要と認める待遇</p>	調整の具体的内容	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.2900-1

協議項目	協議細目	協議内容
調整の方針	各種事務事業(様式・表彰関係)の取扱いについて	表彰制度については、出雲市の例により統一する。
調整の具体的な内容		表彰制度については、出雲市の例により統一する。
現 況		
調整の方針	出 雲 市	斐 川 町
調整の方針	〇表彰に関すること (出雲市表彰条例による)	〇表彰に関すること (斐川町表彰規則による)
調整の方針	【表彰の種類】 1. 功労表彰 2. 自治功労表彰 3. 特別功労表彰	【表彰の種類】 斐川町表彰
調整の方針	【表彰の選考】 功労表彰及び自治功労表彰は市長が決定 特別功労表彰は市長が市議会の同意を得て決定	【表彰の選考】 ・町長が行う ・被表彰者が町長である場合は議長が行う
調整の方針	【表彰の基準】 1. 功労表彰 (1)市民若しくは本市に関係のある個人又は団体で、産業、建設、教育、科学、文化、スポーツ、福祉、環境、防災、治安等、本市の発展と市民の福利増進に寄与し、その功績が顕著である者 (2)その善行又は徳行が市民の模範となる者 (3)そのほか、表彰することが適当と認められる者	【表彰の基準】 (1)町行政上、その功績が顕著である者 (2)その善行又は篤行が特に一般の模範となる者 (3)町の公益のため100万円以上の私財を寄付した個人又は団体 (4)町議会議員であって10年以上、各種委員であって20年以上又は町議会議員及び各種委員を通じて15年以上在職した者 (5)町長、助役、収入役及び教育長を10年以上又はこれらの職を通じて12年以上在職した者 (6)斐川町職員定数条例で定める職員であって25年以上在職しその職務に精励した者 (7)町立学校の教職員であって町内の学校において25年以上在職し、功労が顕著である者
調整の方針	2. 自治功労表彰 (1)4年以上市長の職にあった者 (2)8年以上市議会議員の職にある者又はあった者 (3)12年以上副市長、収入役、教育委員、選挙管理委員、監査委員(議会選出の委員を除く)、公平委員、農業委員、固定資産評価員又は固定資産評価審査委員の職にある者又はあった者 (4)そのほか、12年以上法令又は条例、規則若しくは機関の定める規程により設けられた委員及び委員会等の構成員の職にある者又はあった者で、その功績が顕著な者	
調整の方針	3. 特別功労表彰 (1)功労表彰又は自治功労表彰の基準に該当する者で、本市発展のため貢献した功績が特に卓越する者	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.2900-2

協議項目	各種事務事業(様式・表彰関係)の取扱いについて	協議細目	表彰制度
調整の方針	表彰制度については、出雲市の例により統一する。		
現		況	
出雲市		斐川町	
<p>【表彰の時期】 市制施行に関する記念式典時</p> <p>【受賞者(市制施行5周年記念式典時)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 功労表彰 60人10団体 2. 自治功労表彰 38人 3. 特別功労表彰 10人 <p>○感謝状に関すること (出雲市感謝状贈呈要綱による)</p> <p>【感謝状贈呈の選考】 部長等が内申書を作成し、庁議において意見を聴くとともに市長に上申し、市長が上申に基づき決定</p> <p>【感謝状贈呈の基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)市の産業若しくは経済の発展又は防犯、防災若しくは交通安全の推進等に貢献し、その功績が顕著である者 (2)福祉、健康、環境美化等市民の社会生活の向上又は教育、科学、文化、スポーツ、国際交流等の振興に寄与し、その功績が顕著である者 (3)市民に模範となる優れた善行、篤行等のあった者 (4)公益のため市に対して多額の私財を寄付した者 (5)このほか、特に贈呈することが適当と認められる者 	<p>【表彰の時期】 5年ごとに行う周年記念式典時及び随時</p> <p>【受賞者(合併50周年時)】 56名</p> <p>○感謝状に関すること (規定なし)</p> <p>その都度、基準を設け決定する</p>		調整の具体的内容

協議第 27 号

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係）の取扱いについて

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 地域コミュニティ支援

集会所建設事業補助、ふるさと広場設置事業助成、地域コミュニティづくり支援補助及び防犯灯設置制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

2 自治協会・自治会（町内会）

新市の速やかな一体性を確保するため、早期に連合組織が設置されるよう調整に努める。

3 行政連絡制度

行政連絡制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.3200-1

協議項目	各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡関係)の取扱いについて	協議細目	地域コミュニティ支援
調整の方針	集会所建設事業補助、ふるさと広場設置事業助成、地域コミュニティづくり支援補助及び防犯灯設置制度については、合併時から出雲市の例により統一する。		
現 況		斐 川 町	
<p>【集会所建設補助】 「出雲市集会所建設事業補助金交付要綱」 1.開始年度 昭和55年度 2.目的 地域住民のコミュニティの形成を目的として集会所新築及び増改築・修繕を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。 3.補助対象・要件 ①当該集会所を常時利用する住民の戸数が15戸以上 ②補助対象経費が300万円以上 ③修繕の場合は、建築後20年以上経過したもの 4.補助金額 補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、500万円を上限とする。 5.補助実績 平成21年度 4件 15,611,000円 平成22年度 4件 14,890,000円(予定) 6.特記事項 集会所の維持管理20年間 公共事業、分譲宅地整備に関連して建設する集会所については各々要件のもと助成(上限800万円補助) ・公共事業関連集会所 ・斐伊川放水路事業関連集会所 ・分譲宅地整備関連集会所</p>		<p>【集会所建設補助】 該当なし</p>	<p>集会所建設事業補助、ふるさと広場設置事業助成、地域コミュニティづくり支援補助及び防犯灯設置制度については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.3200-2

協議項目	各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡関係)の取扱いについて	協議細目	地域コミュニティ支援
調整の方針	集会所建設事業補助、ふるさと広場設置事業助成、地域コミュニティづくり支援補助及び防犯灯設置制度については、合併時から出雲市の例により統一する。		
現 況			
出 雲 市	斐 川 町		
<p>【ふるさと広場造成費補助】 「出雲市ふるさと広場設置事業助成金交付要綱」 1.開始年度 平成12年度 2.目的 子どもから高齢者にといたる住民が、広場で健康増進やスポーツ等の交流活動を通して地域コミュニティを育成することを目的として助成金を交付する。 3.補助対象・要件 ①1000㎡程度の農地、空き地、または原野を活用して造成する広場 ②対象は地区自治協会、地区体育協会、町内会等 4.補助金額 広場の整備にかかる盛土、法面、側溝等の造成経費で、造成しようとする面積(小数点以下切捨て)に応じ、1㎡当り3,000円を乗じて得た額とし、300万円を上限とする。 5.補助実績 平成21年度 2件 3,896,000円 平成22年度 0件 0円 ※制度見直し予定 6.特記事項 広場の維持管理10年間</p>	<p>【ふるさと広場造成費補助】 該当なし</p>		
調 整 の 具 体 的 内 容			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.3200-3

協議項目	各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡関係)の取扱いについて	協議細目	地域コミュニティ支援
調整の方針	集会所建設事業補助、ふるさと広場設置事業助成、地域コミュニティづくり支援補助及び防犯灯設置制度については、合併時から出雲市の例により統一する。	調整の具体的内容	
	<p style="text-align: center;">現 況</p> <p style="text-align: center;">出 雲 市</p> <p>【地域コミュニティづくり支援補助金】 「出雲市地域コミュニティづくり支援補助金交付要綱」 1.開始年度 平成18年度 2.目的 地域住民の地縁に基づき組織する自治会・町内会等の連合体が行う地域コミュニティづくりを支援するため、予算の範囲内で補助金を交付する。 3.補助対象・要件 ①町内会(自治会)への加入促進及び新たな町内会(自治会)設置を支援するための活動 ②町内会(自治会)の自治協会等への加入促進活動 4.補助金額 町内会(自治会)加入促進活動に要する経費で、1つの自治協会につき50万円を限度とする。 5.補助実績 平成21年度 2件 267,710円 平成22年度 0件 0円</p> <p>【防犯灯設置補助】 「出雲市防犯灯設置要綱」 1.開始年度 昭和50年度 2.目的 子どもたちの通学路及び住民の生活道路において、夜間における安全性の確保を図り、犯罪被害を未然に防止するため、公共用地等への防犯灯設置を助成する。</p>	<p style="text-align: center;">斐 川 町</p> <p>【地域コミュニティづくり支援補助金】 該当なし</p> <p>【防犯灯設置補助】 斐川町交通防犯連合会が各地区防犯協会を通じて自治会から防犯灯設置要望を取りまとめ、その要望をもとに町が直接設置を行う。 設置された防犯灯の管理については、自治会が行う。 財源:地域活力基盤創設交付金事業(国)を活用し、町費900千円、交付金1,100千円の合計額2,000千円 平成21年度は64基設置。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.3200-4

協議項目	各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡関係)の取扱いについて	協議細目	地域コミュニティ支援
調整の方針	集会所建設事業補助、ふるさと広場設置事業助成、地域コミュニティづくり支援補助及び防犯灯設置制度については、合併時から出雲市の例により統一する。		
調整の具体的内容			
現		況	
<p>3.補助対象・要件 通学路及び住生活道路 施工・維持管理は補助事業者</p> <p>4.補助金額 設置経費の2分の1 既設の柱の場合 上限1万5千円 新設の柱の場合 上限3万0千円</p> <p>5.実績及び予算 平成21年度 2,779千円(171件) 平成20年度 3,305千円(206件) 平成19年度 3,513千円(214件) 平成18年度 3,297千円(206件)</p>	<p>出 雲 市</p>	<p>斐 川 町</p>	
<p>6.特記事項 市が設置する防犯灯 小中学校通学路でおおむね100m以内に街路灯、家屋、公衆電話等の照明設備がなく、防犯上必要な場所に設置。 施工・維持管理は市費負担 平成21年度 62件 平成20年度 29件 平成19年度 34件 平成18年度 47件</p>	<p>町が設置する防犯灯 各地区等に属さず、町が設置すべき個所に防犯灯を設置。 H22当初予算は200千円。 施工・維持管理は町費負担 平成21年度 4件</p>		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.3300

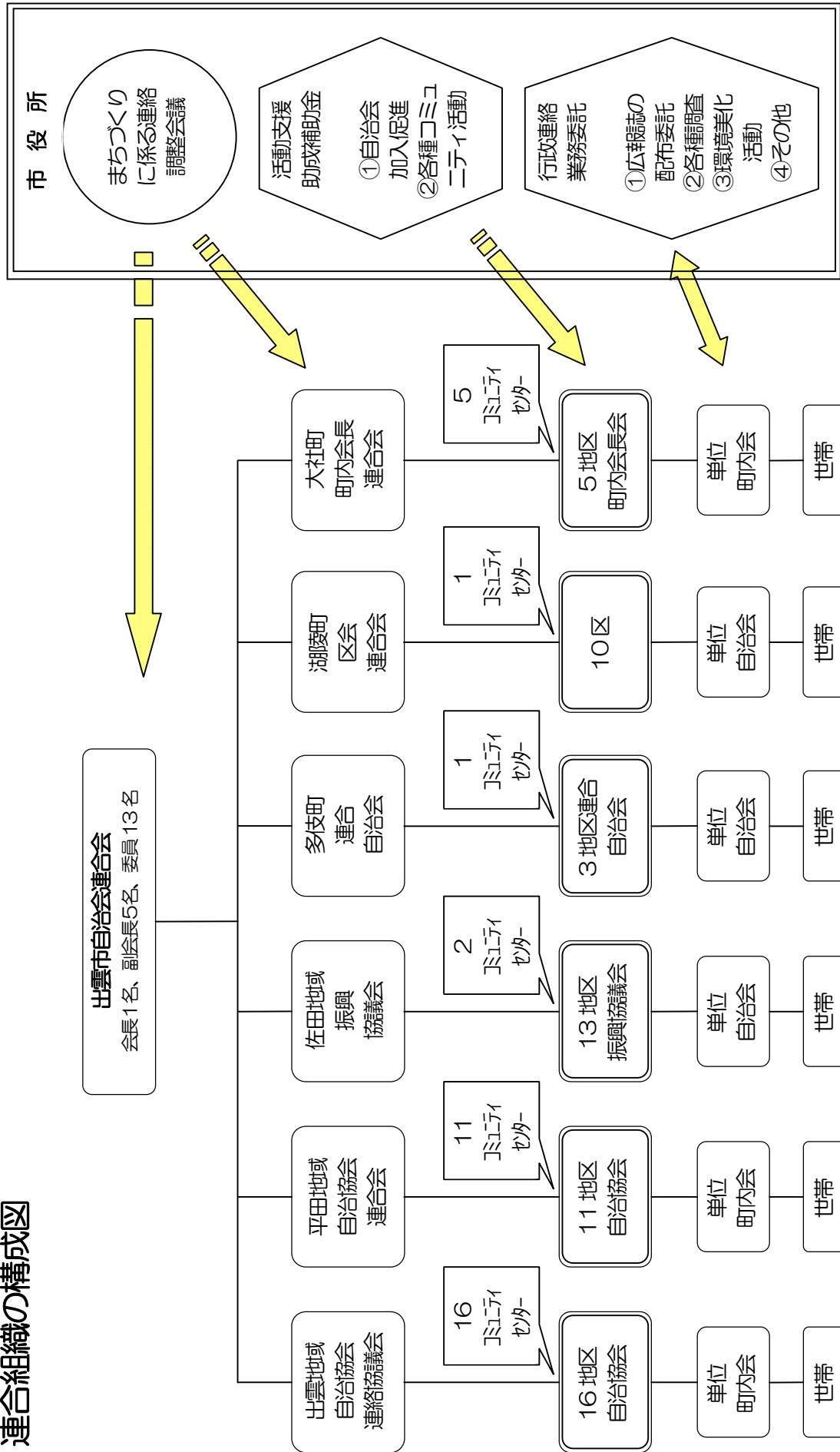
協議項目	各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡関係)の取扱いについて	協議細目	自治協会・自治会(町内会)
調整の方針	新市の速やかな一体性を確保するため、早期に連合組織が設置されるよう調整に努める。		
	現 況	斐 川 町	
	出 雲 市		
<p>○連合組織 【連合組織名称】出雲市自治会連合会 【結成】平成17年11月1日 【構成】市内6地域の自治会連合会連合組織の代表者をもって会員とする。 (出雲4名・平田3名・佐田3名・多伎3名・湖陵3名・大社3名) 【役員組織】会長1名、副会長5名 【任期】1年</p> <p>○地域単位の自治組織 (出雲地域) 16 地区自治協会 (平田地域) 11 地区自治協会 (佐田地域) 13 地区振興協議会 (多伎地域) 3 地区連合自治会 (湖陵地域) 10 区 (大社地域) 5 地区町内会長会</p>	<p>○連合組織 該当なし</p> <p>○地域単位の自治組織 該当なし</p>	<p>○町内会 町内会(自治会)総数 292 町内会 世帯総数 8,181 世帯 うち町内会加入世帯 6,397 世帯 うち町内会非加入世帯 1,784 世帯 1 町内会の最大世帯数 79 世帯 1 町内会の最小世帯数 3 世帯</p>	<p>新市の速やかな一体性を確保するため、早期に連合組織が設置されるよう調整に努める。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.3500

協議項目	協議細目	行政連絡制度
各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡関係)の取扱いについて		
行政連絡制度については、合併時から出雲市の例により統一する。		
調整の方針		調整の具体的内容
現況		
出雲市	斐川町	
<p>【行政連絡業務】 行政連絡業務を、町内会又は自治協会等に委託する。ただし、町内会については、その構成世帯数が3世帯以上の場合に限る。</p> <p>【業務内容】 1. 文書配布 広報紙その他文書の配布、送付、回覧 2. 各種調査 市が行う各種調査の取りまとめ、各種委員の推薦等 3. 環境美化活動 市が行う美化活動への参加 4. 市長が特に必要と認める事項</p> <p>【委託料】 1. 自治協会等の委託料 町内会数 委託料(年額) 20以下 5,000円 21以上50以下 10,000円 51以上100以下 15,000円 101以上 20,000円 (参考:平成21年度 455,000円)</p> <p>2. 町内会(自治会)の委託料 ・均等割 1町内会につき年額 3,000円 ・世帯割 1世帯につき年額 500円とし、基準日(4月1日)における構成世帯数を乗じて得た額 (参考:平成21年度 24,027,000円)</p>	<p>【自治委員】 身分:任期1年町長が委嘱 人数:292人 設置単位:1自治会に1人</p> <p>【職務内容】 1. 町行政事務の周知、取りまとめ 2. 町が行う調査等への協力 3. 広報誌等の配布及び回覧など</p> <p>【報酬】 ・均等割 13,230円 ・世帯割 約1,400円/戸 (参考:平成21年度 12,820,000円)</p>	行政連絡制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

連合組織の構成図



協議第 28 号

各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1. 指定金融機関

指定金融機関については、出雲市の例により、いずれも農業協同組合に統一する。

2. 指定代理金融機関

指定代理金融機関については、出雲市の指定代理金融機関（山陰合同銀行、島根銀行、島根中央信用金庫）に斐川町農業協同組合を加える。

3. 収納代理金融機関

収納代理金融機関については、出雲市の収納代理金融機関（鳥取銀行、しまね信用金庫、中国労働金庫、みずほ銀行、漁業協同組合 J F しまね、ゆうちょ銀行）の例により統一する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

出納ワーキンググループ No.100

協議項目	各種事務事業(金融機関等の指定関係)の取扱い	協議細目	指定金融機関の指定
調整の方針	指定金融機関については、出雲市の例により、いずれも農業協同組合に統一する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
出 雲 市	斐 川 町	<p>【指定金融機関】 いずれも農業協同組合</p> <p>【指定金融機関】 斐川町農業協同組合</p> <p>指定金融機関については、出雲市の例により、いずれも農業協同組合に統一する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

出納ワーキンググループ No.200

協議項目	各種事務事業(金融機関等の指定関係)の取扱い	協議細目	指定代理金融機関、 収納代理金融機関の指定
調整の方針	<p>指定代理金融機関については、出雲市の指定代理金融機関(山陰合同銀行、島根銀行、島根中央信用金庫)に斐川町農業協同組合を加える。 収納代理金融機関については、出雲市の収納代理金融機関(鳥取銀行、しまね信用金庫、中国労働金庫、みずほ銀行、漁業協同組合JFしまね、ゆうちょ銀行)の例により統一する。</p>		
	現 況	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容
	<p>【指定代理金融機関】 山陰合同銀行 島根銀行 島根中央信用金庫</p> <p>【収納代理金融機関】 鳥取銀行 しまね信用金庫 中国労働金庫 みずほ銀行 漁業協同組合 JFしまね ゆうちょ銀行</p>	<p>【指定代理金融機関】 山陰合同銀行 島根銀行 島根中央信用金庫</p> <p>【収納代理金融機関】 鳥取銀行 ゆうちょ銀行</p>	<p>指定代理金融機関については、出雲市の指定代理金融機関(山陰合同銀行、島根銀行、島根中央信用金庫)に斐川町農業協同組合を加える。</p> <p>収納代理金融機関については、出雲市の収納代理金融機関(鳥取銀行、しまね信用金庫、中国労働金庫、みずほ銀行、漁業協同組合JFしまね、ゆうちょ銀行)の例により統一する。</p>

指定金融機関の概要

金融機関を指定するためには、議会の議決が要件とされている。(自治令 168 I・II)。議会の議決は、指定契約の内容までの議決を求める必要はなく、どの金融機関を指定金融機関とするかの認否議決で足り、地方公共団体の長の発案以外の金融機関に修正議決することはできない。

指定金融機関の指定は、「株式会社〇〇銀行」のように、法人指定の形式で議決を求めても、あるいは「株式会社〇〇銀行〇〇支店」と店舗を指定する形で議決を求めても差し支えない。なお、指定金融機関を株式会社〇〇銀行として指定した場合は、指定契約で別段の制限をしていない限り、本・支店の全部を含むものとなる。

指定金融機関は1地方公共団体ごとに1金融機関を指定するものである。また、公金の収納事務と支出事務ごとの単一ではなく、収納と支払の両方を取扱う指定金融機関が単一であるということである。

普通地方公共団体の長は、指定金融機関を定め、又は変更したときはこれを告示しなければならない。(自治令 168・IX)

- 指定は、住民の利便等の点から、当該地方公共団体の事務所の所在地に本（支）店を有する金融機関を指定することが適当であるが、事務所の所在地に確実な金融機関がない場合は、必ずしもこれによることを要しない。

指定金融機関として指定されるための必要要件

- ・ 地方公共団体からの預金の受入れができること。
- ・ 地方公共団体の預金口座への第3者からの振込を受領できること（自治令 168 の3）
- ・ 地方公共団体が当該金融機関を支払人とする小切手を振出し得ること（自治法 232 の6）
- ・ 口座振替の取扱をなし得ること（自治法 232 の5、自治令 165 の2）
- ・ 手形交換所における手形交換に参加し得ること。
- ・ 遠隔地の債権者に対する送金手続（内国為替取引）ができること（自治法 232 の5、自治令 165）

指定金融機関の責務等

指定金融機関は指定代理金融機関、収納代理金融機関の公金の収納又は支払いの事務を総括する責務がある。(自治令 168 の2・I)

指定金融機関は、公金の収納又は支払いの事務につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。(自治令 168 の2・II)

この責任は公金の収納又は支払いの事務に関してのみである。また、その責任は、自己の金融機関のみでなく、指定代理金融機関、収納代理金融機関において、取扱う事務を含むものである。

そしてこの責任の性質は、私法上の関係として民事上の損害賠償に関する規定の適用を受けるので、地方自治法上の賠償責任の規定が働く余地はない。

指定代理金融機関の概要

地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をしてその取扱う収納及び支払の事務の一部を、金融機関のうちから指定して、いわゆる指定代理金融機関として、取扱わせることができます。（自治令 168 条第 3 項）。これを指定代理金融機関といい、指定の対象の金融機関には制限はありません。また、地域についての制限もありません。また、地方公共団体の長が認めれば数についての制限もありません。指定代理金融機関は、指定金融機関の取扱う事務、すなわち収納及び支払の両方の事務を指定金融機関に代理して取扱いその効果は、当該地方公共団体に帰属するものであります。

指定代理金融機関は、地方公共団体の長があらかじめ指定金融機関の意見を聞いて指定するが、議会の議決は必要ない。実体的には指定金融機関が指定代理金融機関をおくことを承諾し、地方公共団体と指定金相互間において意思の合致（契約の締結）があって、はじめて指定代理金融機関ということになります。

指定代理金融機関として指定できる金融機関は、指定金融機関との間に為替取引契約が設定されている必要があります。すなわち指定代理金融機関は、指定金融機関の取扱う公金の収納又は支払事務の一部を代理して取扱うもので、口座振替払及び送金払において必要となるものです。

なお、指定代理契約は、地方公共団体と当該指定代理金融機関との間で締結するものでないことに注意を要します。つまり、指定代理金融機関は、長が必要があると認めるときに、指定金融機関をしてその取扱う収納及び支払の事務の一部を金融機関をして取扱わせるものです（自治令第 168 条第 3 項）。指定代理契約は、指定金融機関と指定代理金融機関との間で締結しなければならないものです。

収納代理金融機関の概要

地方公共団体の公金を取扱う金融機関の一つとして、指定金融機関の意見を聞いたうえで長限りにおいて指定をする収納代理金融機関があります。

収納代理金融機関の業務は、指定金融機関の収納事務を代理して行うものです。そして、その役割は、指定金融機関又は指定代理金融機関の場合と異なり、単に公金を収納することのみです。この金融機関は、地方公共団体の歳入の大きい部分を占める税収入について、県（市町村）内全域のほか他県（市町村）にも納税義務者が存する状況から、納税義務者の利便と納税確保の見地から指定されるものです。したがって、支出事務の場合のように口座振替払、隔地払等の事務が発生しないため、指定金融機関との間に為替取引があることを要しないものです。

なお、指定金融機関との間における直接的資金決済のない金融機関を指定すること及び法令において公金取扱業務に係る規定がない場合、又は制限があるような場合にあっては十分検討を要するものです。

協議第 29 号

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いは、次のとおりとする。

窓口手数料について、両市町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

住民ワーキンググループ №4500

協議項目	各種事務事業(窓口業務関係)の取扱い				協議細目	窓口業務
調整の方針	窓口手数料について、両市町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。					
現況		斐川町				調整の具体的内容
1 窓口手数料		出雲市		斐川町		窓口手数料 窓口手数料について、両市町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。
区分	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	
1. 戸籍全部事項証明書	1件	450	1件	450	1件	450
2. 戸籍個人事項証明書	1件	450	1件	450	1件	450
3. 戸籍一部事項証明書	1件	450	1件	450	1件	450
4. 除籍全部事項証明書	1件	750	1件	750	1件	750
5. 除籍個人事項証明	1件	750	1件	750	1件	750
6. 除籍一部事項証明書	1件	750	1件	750	1件	750
7. 除籍謄本	1件	750	1件	750	1件	750
8. 除籍抄本	1件	750	1件	750	1件	750
9. 除籍記載事項証明書(1件につき)	1件	450	1件	450	1件	450
10. 受理証明書	1件	350	1件	350	1件	350
11. 受理証明書(上質紙)	1件	1,400	1件	1,400	1件	1,400
12. 届出書に基づく証明書	1件	350	1件	350	1件	350
13. 住民票	1件	200	1件	300	1件	200
14. 住民票記載事項証明書	1件	200	1件	300	1件	200
15. 住民票の広域交付手数料	1件	200	1件	300	1件	200
16. 住民基本台帳の閲覧手数料	1件	200	1件	300	1件	200
17. 戸籍附票	1件	200	1件	300	1件	200
18. 印鑑登録	1件	200	1件	300	1件	200
19. 印鑑証明書	1件	200	1件	300	1件	200
20. 身分証明書(1件につき)	1件	200	1件	300	1件	200
21. 外国人記載事項証明書	1件	200	1件	300	1件	200
22. 戸籍に関する届出その他町長の受理した書類の閲覧手数料	1件	350	1件	350	1件	350
23. 住民基本台帳カード交付手数料	1件	500	1件	500	1件	500
24. 諸証明書	1件	200	1件	300	1件	200

【異なる点】 手数料区分のうち、13～21及び24は金額が異なる。

料金変更に伴う増減（窓口手数料）

手数料の種類	出雲市			斐川町			平成21年度		平成21年度試算値	
	件数	単価(円)	金額(円)	件数	単価(円)	金額(円)	総件数	現状	単価	金額(円)
1. 戸籍全部事項証明書	20,366	450	9,164,700	3,539	450	1,592,550	23,905	10,757,250		
2. 戸籍個人事項証明書	7,065	450	3,179,250	1,314	450	591,300	8,379	3,770,550		
3. 戸籍一部事項証明書	7	450	3,150	1	450	450	8	3,600		
4. 除籍全部事項証明書	2,171	750	1,628,250	554	750	415,500	2,725	2,043,750		
5. 除籍個人事項証明書	31	750	23,250	1	750	750	32	24,000		
6. 除籍一部事項証明書	0	750	0	0	750	0	0	0		
7. 除籍謄本	16,054	750	12,040,500	2,753	750	2,064,750	18,807	14,105,250		
8. 除籍抄本	91	750	68,250	0	750	0	91	68,250		
9. 除籍記載事項証明書(1件につき)	0	450	0	0	450	0	0	0		
10. 受理証明書	167	350	58,450	15	350	5,250	182	63,700		
11. 受理証明書(上質紙)	0	1,400	0	0	1,400	0	0	0		
12. 届出書に基づく証明書	388	350	135,800	104	350	36,400	492	172,200		
13. 住民票	49,466	200	9,893,200	10,960	300	3,288,000	60,426	13,181,200	200	△ 1,096,000
13-1. 住民票(自動交付機)	11,640	100	1,164,000				11,640	1,164,000		
14. 住民票記載事項証明書	1,460	200	292,000	0	300	0	1,460	292,000	200	0
15. 住民票の広域交付手数料	41	200	8,200	12	300	3,600	53	11,800	200	△ 1,200
16. 住民基本台帳の閲覧手数料	348	200	69,600	50	300	15,000	398	84,600	200	△ 5,000
17. 戸籍附票	3,452	200	690,400	410	300	123,000	3,862	813,400	200	△ 41,000
18. 印鑑登録	4,971	200	994,200	849	300	254,700	5,820	1,248,900	200	△ 84,900
19. 印鑑証明書	33,229	200	6,645,800	8,357	300	2,507,100	41,586	9,152,900	200	△ 835,700
19-1. 印鑑証明書(自動交付機)	13,604	100	1,360,400				13,604	1,360,400	100	0
20. 身分証明書(1件につき)	2,076	200	415,200	544	300	163,200	2,620	578,400	200	△ 54,400
21. 外国人記載事項証明書	987	200	197,400	249	300	74,700	1,236	272,100	200	△ 24,900
22. 戸籍に関する届出その他町長の受理した書類の閲覧手数料	0	350	0	0	350	0	0	0		
23. 住民基本台帳カード交付手数料	3,663	500	0	195	500	0	3,858	0		
24. 諸証明書	230	200	46,000	38	300	11,400	268	57,400	200	△ 3,800
合計	171,507		48,078,000	29,945		11,147,650	201,452	59,225,650		△ 2,146,900

23. 住民基本台帳カード交付手数料について、平成21年度は、出雲市と斐川町それぞれが無料としている。

協議第 30 号

各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 包括的支援事業

斐川町地域包括支援センターについては、合併時から出雲市の例により社会福祉法人出雲市社会福祉協議会へ委託する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ

No. 1440

協議項目	包括的支援事業	協議細目	地域包括支援センター運営事業
調整の方針	斐川町地域包括支援センターについては、合併時から出雲市の例により社会福祉法人出雲市社会福祉協議会へ委託する。		
現 況		斐 川 町	
【名称】 出雲地域包括支援センター (通称:出雲高齢者あんしん支援センター)	【名称】 斐川町地域包括支援センター	●斐川町の地域包括支援センターは、直営で実施しており、スムーズに移行するための措置を講ずる。 ●職員の配置数は、今後検討する。	
【運営方法】 委託	【設置状況】 直営		
【委託先】 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会	【設置場所】 斐川町役場健康福祉課内		
【設置数】 ・統括センター 出雲 ・サブセンター 平田、佐田、多伎、湖陵、大社	【職員配置状況】 ・社会福祉協議会より3名派遣(社会福祉士・介護支援専門員・事務職(嘱託)) ・町職員2名(センター長兼健康福祉課課長補佐・保健師兼任介護支援専門員) ※なお現在、社会福祉協議会の社会福祉士1名が欠員状態。		
【職員配置数】 ・あんしん部門 三職種22人、管理・事務2人 ・介護予防支援業務部門 ケアマネ14人、事務2人	【平成21年度実績】 ・特定高齢者参加者数 739人 ・介護予防給付件数 11,936件 ・実態把握 1,092件 ・総合相談 2,406件 ・虐待対応 32件 ・困難事例 73件		
【平成22年度予算額】 148,000千円	【平成21年度実績】 ・特定高齢者施策参加人数 51人(延人数1,193人) ・介護予防給付件数 1,426件 ・実態把握 318件 ・総合相談 722件 ・訪問 135件 ・虐待対応 22件 ・権利擁護 8件	【平成22年度予算額】 33,426千円 (職員人件費、社会福祉協議会人件費負担、ケアマネ委託賞金の計)	

協議第 31 号

各種事務事業（農林関係その1）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年6月29日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（農林関係その1）の取扱いについて

合併協定項目24. 各種事務事業（農林関係その1）の取扱いは、次のとおりとする。

1 地域農業振興計画の策定

新市において、速やかに「地域農業振興計画」を策定する。

2 地域農業推進体制

地域農業推進体制は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

・農業振興区長制度

現在、斐川町で実施されている農業振興区長制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

・地域水田農業推進協議会

現在の推進組織を、現行のとおり新市に引き継ぐ。

とも補償事業は、出雲市と斐川町それぞれの推進地域で、現行のとおり新市に引き継ぐ。

・担い手育成総合支援協議会

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統合する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 1300

協議項目	地域農業振興計画	協議細目	地域農業振興計画
調整の方針	新市において、速やかに「地域農業振興計画」を策定する。		
現況			
出雲市		斐川町	
<p>1 地域農業マスタープラン平成17年3月2市4町合併とともに制度廃止。ただし、これに代わるものが必要と考えている。現在「出雲市農業振興計画」を策定中。</p>	<p>①斐川町農業基本構想「アグリプラン21」 ②策定：平成9年 ③内容：斐川町農業の基本方向とその対策を提示 ④基本構想の原直し 現在の農業情勢等を勘案し基本構想を見直し中</p>		
		<p>それぞれの地域の事情や特性を活かした地域農業振興計画を策定する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 1400

協議項目	地域農業推進体制	協議細目	地域農業推進体制
調整の方針	地域農業推進体制は現行のとおり新市に引き継ぐ		
調整の具体的内容	出雲市	斐川町	調整の具体的内容
1 【農業支援センター】 ① 設置目的 市と農協それぞれの専門性を生かし互いの役割を補うことにより、地域の多様なニーズに的確に対応する効率的な農業支援体制を確立するため、市・農協組織の垣根を越えて事務を一体化し、市と農協との連携を一層強化する。また、共同の事務所を置くことで、情報の共有化や業務の迅速性を高め、これまでに効率的・積極的な事業展開を図る。 ② 主な業務 i 新規就農者及び農業後継者の指導育成 ii 認定農業者及び農業生産法人の指導育成 iii 集落営農の組織化及び法人化の推進 iv 農業経営改善指導及び経営相談 v 農地流動化の推進及び農地の再利用調整 vi 企業の農業参入等 ③ 職員体制（5名） [市職員] センター長1名・係員3名 [JA職員] 係員2名 [県職員] 農業者普及部（4名）は駐在していないが、ワシントンフロア化を実施 ④ 設置場所 市役所庁舎 農業振興課内室	2 【斐川町農林改良協議会】 ① 設置目的 斐川町における農林業振興の円滑な推進と、農林業経営の合理化及び農村生活の改善の推進を目的とする。なお、目標達成のため斐川町農林事務局を設置する。② 主な事業 斐川町農林業の発展に関する事業で、農産、特産、畜産の各種試験及び生産者団体への支援、担い手対策を実施し、経費は町とJAで負担。 ③ 組織体制 町、町議会、斐川町農協、島根県東部農林振興センター普及部 【斐川町農林事務局】 ① 設置目的 農林業の振興について企画立案及び各組織と連携した事業実施のため、斐川町と斐川町農協で設置。（S38年） 現在斐川町農林事務局が地域農業の推進主体となっている。 ② 主な業務 i 斐川町農林業の振興方針の策定とその推進 ii 営農座談会の開催 iii 運営委員会（幹事会）を月1回程度開催し、事業協議 ③ 組織体制 町農林振興課・農協営農部・東部農業振興センター出張普及部・斐川町農業委員会・斐川町農業公社・斐川町土地改良区 事務所：町農林振興課 ④ 設置場所 事務所：町農林振興課内	1 農業支援センターは現行のとおり新市に引き継ぐ 2 斐川町農林改良協議会及び斐川町農林事務局は現行のとおり新市に引き継ぐ。	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 1500

協議項目	地域農業推進体制	協議細目	農業振興区長
調整の方針	農業振興区長制度は新市に引き継ぐ		
該当なし	出雲市	斐川町	調整の具体的内容
<p>※参考 水田農業推進協議会の事業推進にあたり、集落に水田農業推進委員（転作委員）を配置 集落数：485</p>	<p>【農業振興区長及び補助員】 ①設置目的 町の行う農業振興事業の調査並びにその実施及び農業委員会等の事務の補助を行う ②振興区長・補助員の数 振興区長 61名(地域の複数の集落で構成) 補助員 219名(各集落に1名) ③活動内容 i 町の農業方針への助言及び各地域への伝達と、その推進 ii 地域の営農座談会の開催、各種講習会の開催 iii 米の需給調整及び転作の推進とその実施状況の確認 ④任期 3年 ⑤報酬（H21年度実績） 振興区長（61人）：36,800円 1/2定額・1/2戸数割 2,244,800円 補助員（219人）：13,500円 1/3定額・2/3戸数割 2,956,500円 合計 5,201,500円</p>	農業振興区長制度は新市に引き継ぐ	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 3500

協議項目	水田転作推進体制	協議細目	地域水田農業推進協議会
調整の方針	現在の推進組織を新市に引き継ぐ		
現況		出雲市	斐川町
協議項目	<p>①名称 出雲市水田農業推進協議会</p> <p>②目的 出雲市において水田農業の推進を図るとともに、転作を利用した転作物物による産地づくりを推進する。</p> <p>③設立 平成16年1月</p> <p>④構成員 J A いずも、出雲市、出雲市議会、出雲市農業委員会、出雲農政会議、生産者代表、島根県東部農林振興センター（オプザーバー）、農政事務所（オプザーバー）、全農島根県本部（オプザーバー）</p> <p>・事務局：J A いずも ・委員数：30名</p> <p>⑤下部組織 出雲市水田協の下部組織として、支部協議会を置く。支部協議会は、旧市町単位とする。</p> <p>⑥事業内容 i 水田農業構造改革交付金事業に関する事 ii 生産数量目標の配分に関する事 iii とも補償事業に関する事</p>	<p>①名称 斐川町地域水田農業推進協議会</p> <p>②目的 食料自給率の向上に向けた水田の有効活用による麦、大豆、米粉用米、資材作物等の生産拡大推進、地域における需要に応じた米の生産、水田農業の構造改革の推進等に資することを目的とする。</p> <p>③設立 平成16年4月</p> <p>④構成 J A 斐川町、斐川町、斐川町議会、斐川町農業委員会、斐川町農協、出雲地域農業共済組合、斐川町土地改良区、斐川町農政会議、農業振興区長代表、集落営農組合、連絡協議会、土地利用型農家協議会、売れる米づくり実践協議会、JA斐川町野菜部会、JA斐川町酪農部会、東部農林振興センター（オプザーバー）、全農島根県本部（オプザーバー）</p> <p>・事務局：JA斐川町 ・委員数：34名</p> <p>⑤下部組織 該当なし</p> <p>⑥事業内容 i 水田農業構造改革交付金事業に関する事 ii 生産数量目標の配分に関する事 iii 斐川町とも補償事業に関する事</p>	
調整の具体的内容		現在の推進組織を新市に引き継ぐ	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 3700

協議項目	地域とも補償制度	協議細目	地域とも補償事業
調整の方針	とも補償事業はそれぞれの推進地域で継続する。		
現況			
出雲市		斐川町	
<p>【出雲市地域とも補償事業】</p> <p>①目的 米の生産数量目標に即した生産を行うことに、地域での目標達成を基本とし地域内調整を行うことと。 販売を起点とした売れる米づくり及び、生産調整の円滑なる推進を目的としている。</p> <p>②拠出金 市 10,000千円 JA 10,000千円 農家 水稲作付け 4,000円/10a 一般転作 3,000円/10a 実績参入 3,500円/10a (農家拠出150,550円/10a)</p> <p>③H22年度予算 171,675千円</p> <p>④事業 i 基本助成 78,540千円 ii 推進作物加算 27,200千円 iii 支部協議会推進作物 6,650千円 iv 担い手加算 34,800千円 v 特認団地加算 23,040千円 vi 二毛作加算 2,100千円 vii 激変緩和加算 5,200千円</p>	<p>【斐川町とも補償事業】</p> <p>①目的 米の生産数量目標に即した生産を行うことに、地域での目標達成を基本とし地域内調整を行うことと。 販売を起点とした売れる米づくり及び、生産調整の円滑なる推進を目的としている。</p> <p>②拠出金 町 10,000千円 JA 10,000千円 農家 水田面積 2000円/10a (農家拠出44,800千円)</p> <p>③H22年度予算 107,865千円</p> <p>④事業 i 生産調整対策費 44,000千円 ii 売れる米づくり推進対策費 15,600千円 iii 土づくり対策費 12,000千円 iv 販売促進費 2,500千円 v 事務通信費 300千円 vi 予備費 3,465千円 vii 転作受託料 30,000千円</p>		とも補償事業はそれぞれの推進地域で継続する。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 14600

協議項目	農業担い手育成・支援体制	協議細目	担い手育成総合支援協議会
調整の方針	新市において速やかに統合する		
現況		調整の具体的内容	
出雲市	斐川町		
<p>【出雲市担い手育成総合支援協議会】</p> <p>①目的 農家の実情に即した担い手の育成・確保を支援するとともに、既存の集落営農組織の再編・強化及び地域の担い手候補者の経営改善計画認定支援等に資することを目的とする。</p> <p>②設立年次 平成17年6月</p> <p>③構成 出雲市、JAいずも、出雲市農業委員会、出雲市土地改良区、出雲広域農業共済組合、農政会議、JAいずも生産部会、農業生産法人、集落営農組織、認定農業者協議会、生産者代表、島根県東部農林振興センター出雲事務所、県農政事務所（オプゾーバー）</p> <p>・事務局 農業支援センター ・構成員 29名</p> <p>④事業内容 i 県版アグリビジネスマンサポート事業 ii アグリビジネスマンサポート事業</p>	<p>【斐川町担い手育成総合支援協議会】</p> <p>①目的 町の望ましい農業構造の確立に向け、農家の実情に即した担い手の育成・確保を支援するとともに、既存の集落営農組織の再編・強化及び地域の担い手候補者の経営改善計画認定支援等に資することを目的とする。</p> <p>②設立年次 平成17年8月</p> <p>③構成 斐川町、JA斐川町、斐川町農業公社、斐川町農業委員会、斐川町土地改良区、島根県東部農林振興センター出雲事務所、出雲広域農業共済組合</p> <p>・事務局 町農林振興課 ・構成員 21名</p> <p>④事業内容 i 県版アグリビジネスマンサポート事業 ii 水田経営安定対策加入の取り組み iii 地域農業再生プランへの取り組み iv 認定農業者の育成 v 集落営農組織の育成 vi 農外企業参入支援 vii 経営支援活動 viii 各種補助事業の取り組み</p>	<p>それぞれの組織を合併後速やかに統合する</p>	

協議第 32 号

各種事務事業（防災関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 29 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（防災関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（防災関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 地域防災計画・水防計画

地域防災計画及び水防計画については、出雲市の計画を基本として新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

2 防災行政無線（有線を含む）

防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に防災情報の提供に支障をきたさぬよう通信体制の確立を図る。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.5700

協議項目	各種事務事業(防災関係)の取扱いについて	協議細目	地域防災計画
現 況		調整の具体的内容	
出 雲 市		斐 川 町	
協議項目 調整の方針	<p>【出雲市地域防災計画】 (平成22年5月改訂) (1)構成 第1章 総則 第2章 災害予防に関する計画 第3章 災害応急対策に関する計画 第4章 災害復旧に関する計画 (2)避難所開設予定施設 292箇所 出雲地域 152箇所 平田地域 67箇所 佐田地域 25箇所 多伎地域 22箇所 湖陵地域 5箇所 大社地域 21箇所</p> <p>出雲市防災会議委員 70人以内(出雲市防災会議条例) (1)構成 ・会長(市長) 1名 ・専門委員 2名 ・国関係委員 3名 ・県関係委員 4名 ・警察関係委員 1名 ・市関係委員 16名 ・教育関係委員 1名 ・消防関係委員 9名 ・指定公共機関等委員 8名 ・公共的団体 23名</p> <p style="text-align: right;">計 68人</p>	<p>【斐川町地域防災計画】 (平成22年6月改訂) (1)構成 第1部 総則 第2部 災害予防計画 第3部 災害対応計画 ※別添地域防災計画参照 (2)避難所数 25箇所</p> <p>斐川町防災会議委員 45名(斐川町防災会議条例) (1)構成 ・会長(町長) 1名 ・国関係委員 2名 ・県関係委員 2名 ・警察関係委員 5名 ・町関係委員 16名 ・教育関係委員 6名 ・消防関係委員 5名 ・公共機関関係委員 8名</p> <p style="text-align: right;">計 45人</p>	<p>地域防災計画については、出雲市の計画を基本として新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.5800

協議項目		各種事務事業(防災関係)の取扱いについて	
協議細目	水防計画		
調整の方針	水防計画については、出雲市の計画を基本として新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。		
調整の具体的内容		現	斐川町
		<p>【出雲市水防計画】 (平成22年5月改訂)</p> <p>構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則 第2章 水防組織と責任 第3章 水防に関する通信観測施設 第4章 水防の体制 第5章 水防のための準備 第6章 水防活動 第7章 災害補償 第8章 啓発活動及び水防訓練 第9章 水防協力団体制度 <p>※ 出雲市地域防災計画と同様に、出雲市防災会議において、改訂等を決定する。</p>	<p>【斐川町水防計画】 (平成22年6月改訂)</p> <p>構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則 第2章 水防本部の設置及び組織事務分掌 第3章 水防体制 第4章 気象予報・情報の通信連絡 第5章 水防活動 第6章 広報及び訓練
		<p>水防計画については、出雲市の計画を基本として新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.6200-1

協議項目	各種事務事業(防災関係)の取扱いについて	協議細目	防災行政無線
調整の方針	防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に防災情報の提供に支障をきたさぬよう通新体制の確立を図る。		
現 況			
出 雲 市	<p>【防災行政無線】 (1)同報系無線(アナログ式) ①佐田支所 → 中継局(黒山) ②多伎支所 → 中継局(赤谷) ③湖陵支所 中継局→固定局 固定局 ・屋外拡声子局 33局 ・個別受信機 4,650戸 遠隔制御局→出雲市消防本部(湖陵のみ可) ※ デジタル式への更新計画 ①平成22年度 佐田地域 ②平成23年度 多伎地域 ③平成24年度 湖陵地域 出雲地域南部4地区(上津、稗原、朝山、乙立)</p>	斐 川 町	<p>【防災行政無線】 (1)同報系無線(アナログ式) ①親局(役場)→中継局(仏経山) ②遠隔制御局→中継局(仏経山) 中継局→固定局 固定局 ・屋外拡声子局 25局 ・個別受信機 7,500戸 遠隔制御局→旧有線放送協会、斐川消防署 その他 無線FAX→避難所の内14ヶ所に設置</p>
調整の方針	<p>(2)移動系無線 118台 (内訳) ・出雲地区 56台 ・佐田地区 8台 ・多伎地区 24台 ・湖陵地区 30台</p>	<p>(2)移動系無線 周波数:466.1875MHz 基地局:1局 移動局 ・役場内 6局(ポータブル型1局、携帯型5局) ・車載型 26局 消防指令車1台 道路パトローカー1台 消防団(各部積載車)24台</p>	<p>防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に防災情報の提供に支障をきたさぬよう通新体制の確立を図る。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.6200-2

協議項目	各種事務事業(防災関係)の取扱いについて		協議細目	防災行政無線
調整の方針	防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に防災情報の提供に支障をきたさぬよう通新体制の確立を図る。			
出 雲 市		現 況		
<p>【その他】</p> <p>(1)有線系(通信媒体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ひらたCATV(L字放送、音声告知放送) ②出雲ケーブルビジョン(L字放送) ③大社ご縁ネット(有線放送) ④情報いずも(JAいずも:有線放送) <p>(2)無線系</p> <ul style="list-style-type: none"> ①エフエムいずも(緊急時放送) <p>※ 平成22年度整備完了予定</p>		斐 川 町		
		調 整 の 具 体 的 内 容		